

# 和歌山県土地利用基本計画の変更について

令和4年12月

和歌山県

目 次

(1)総括表	1	3 広川町森林地域	24
(2)変更地域別概要		4 有田川町森林地域	26
変更地域別概要(都市地域)	2	5 日高町森林地域	27
変更地域別概要(農業地域)	3	6 日高川町森林地域	28
変更地域別概要(森林地域)	5	7 田辺市森林地域	29
変更地域別概要(自然公園地域)	7	8 田辺市森林地域	30
(3)変更位置図	9	9 那智勝浦町森林地域	31
(都市地域)		10 那智勝浦町森林地域	33
1 有田川都市地域	10	11 串本町森林地域	34
(農業地域)		12 串本町森林地域	35
1 広川農業地域	11	(自然公園地域)	
2 有田川農業地域	18	1 吉野熊野国立公園(田辺市)	36
3 有田川農業地域	19	2 吉野熊野国立公園(新宮市)	37
4 有田川農業地域	20	3 吉野熊野国立公園(北山村)	38
5 有田川農業地域	21		
(森林地域)			
1 紀美野町森林地域	22		
2 広川町森林地域	23		

別紙様式

変更内容説明書

1 五地域区分の変更概要

(1)総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	92,378	19.6	529	0	529	92,907	19.7
農業地域(b)	173,445	36.7	264	4	260	173,705	36.8
森林地域(c)	360,877	76.4	4	39	-35	360,842	76.4
自然公園地域(d)	60,350	12.8	498	4	494	60,844	12.9
自然保全地域(e)	329	0.1	0	0	0	329	0.1
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	687,379	145.5	1,295	47	1,248	688,627	145.8
白地地域	4,019	0.9	18	35	-17	4,002	0.8
県土面積	472,468	100.0	0	0	0	472,468	100.0

注1:県土面積は、令和4年4月1日国土地理院公表面積

注2:五地域区分の面積は、土地利用基本計画上の計測面積

変更地域別概要

(別紙)

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)					変更部分の地目現況(ha)	変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減					
					名称	面積	名称	面積						地目
1	有田川都市地域 (5-1)	有田川町	529	0	農 森	529 128	農用 民林 保安	215 128 16	0	農用地 森林 原野 水面等 道路 宅地 その他	203 163 17 20 34 62 30	今回新たに指定する区域は、吉備都市計画区域に隣接し、現に都市拠点となる公共施設が立地しており、主要幹線道路の沿道の一部を含むとともに、既存集落周辺での開発行為など散発的な土地利用が行われていることから、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある。 本変更は、今後の都市施設の整備や合理的な土地利用規制・誘導を推進し、都市における安全性や生活環境の向上を図るため、都市計画区域を新たに指定するものである。	都市計画法第5条 吉備都市計画区域の変更 (令和5年4月予定)	
合 計			529	0						0				

【記載上の注意事項】

- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号(別シート「計画図割」参照。)を括弧書きで併せて記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載することとし、小数点以下を四捨五入する。なお、「変更する面積」=「他地域との重複計」+「白地地域の増減」=「変更部分の地目現況計」の関係となる。また、「細区分の指定状況」の各項目の面積は、対応する「他地域との重複」の項目の面積と同じか、それ以下となる。
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。地域が重複している場合は、例えば「都農」等と略称を組み合わせる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、固定資産税概要調書、航空写真等を基に、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質、土地利用の現況及び動向を明らかにしつつ、その必要性について記載する。また、細区分の設定の有無、関連する事業計画等も記載する。
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

変更地域別概要

(別紙)

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		白地地域の増減	地目	面積					
					名称	面積				名称				面積
1	広川農業地域 (5-1)	広川町	27	4	森公 森	1 8	民林 保安 公特	8 1 1	△ 18	農用地 森林 道路 宅地 その他	10 9 2 7 3	優良農地の保全の為に拡大及び、現況学校用地などに供されており今後も農業上の用途に供される事がない地域の縮小	広川農業振興地域の変更(令和5年3月予定)	
2	有田川農業地域(5-1)	有田川町	180		都	180			0	農用地 森林 原野 道路 宅地 その他	58 1 2 21 73 25	吉備都市計画区域内の有田インターチェンジ、藤並駅周辺以外の市街地については、有田川町都市計画マスタープランに掲げる農住共生を目指すための土地利用規制・誘導を推進する必要がある。 用途地域を廃止する地区において、計画的な農業振興と農地の保全を図るため、農業振興地域を拡大する。	有田川農業振興地域の変更(令和5年4月予定)	
3	有田川農業地域(5-1)	有田川町	26		森	17	民林	17	△ 9	農用地 森林 道路 その他	4 16 2 4	優良農地の保全を図るため、農業振興地域を拡大する。	有田川農業振興地域の変更(令和5年4月予定)	
4	有田川農業地域(5-1)	有田川町	29		森 公 森公	20 2 2	民林 公特	22 4	△ 5	農用地 森林	10 19	優良農地の保全を図るため、農業振興地域を拡大する。	有田川農業振興地域の変更(令和5年4月予定)	
5	有田川農業地域(5-1)	有田川町	2		森	2	民林 保安	1 1	0	農用地 森林	1 1	優良農地の保全を図るため、農業振興地域を拡大する。	有田川農業振興地域の変更(令和5年4月予定)	
合計			264	4					△ 32					

【記載上の注意事項】

- 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号(別シート「計画図割」参照。)を括弧書きで併せて記載する。
- 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載することとし、小数点以下を四捨五入する。なお、「変更する面積」=「他地域との重複計」+「白地地域の増減」=「変更部分の地目現況計」の関係となる。また、「細区分の指定状況」の各項目の面積は、対応する「他地域との重複」の項目の面積と同じか、それ以下となる。
- 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。地域が重複している場合は、例えば「都農」等と略称を組み合わせる。
- 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。

- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、固定資産税概要調書、航空写真等を基に、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質、土地利用の現況及び動向を明らかにしつつ、その必要性について記載する。また、細区分の設定の有無、関連する事業計画等も記載する。
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例: ○○農政局○○課に○月○日文書にて照会。○月○日時点未回答。○月○日口頭で了解の旨連絡受け。)

変更地域別概要

(別紙)

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)				変更部分の 地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との 重複		細区分の 指定状況	白地地域 の増減	地目	面積				
					名称	面積								名称
1	紀美野町 森林地域 (5-2)	紀美野町	2		農	1			△ 1	森林	2	現況が森林となり、森林としての利用・保 全を図る必要が生じたため。	紀北地域森林計 画の変更 (令和4年度)	
2	広川町 森林地域 (5-1)	広川町		1	農	1				道路	1	他用途転用(高速道路)により現況が森林で なくなり、森林としての利用・保全を図る必要 がないため。	紀中地域森林計 画の変更 (令和4年度)	連絡調整 平成28年9月20日 完了確認 令和3年12月9日
3	広川町 森林地域 (5-1)	広川町		1	農	1				道路	1	他用途転用(高速道路)により現況が森林で なくなり、森林としての利用・保全を図る必要 がないため。	紀中地域森林計 画の変更 (令和4年度)	連絡調整 平成28年7月25日 完了確認 令和3年12月9日
4	有田川町 森林地域 (5-2)	有田川町	2		農	1			△ 1	森林	2	地籍調査結果及び現況森林である状況か ら、隣接森林と一体的な管理が適切と認めら れるため。	紀中地域森林計 画の変更 (令和4年度)	
5	日高町 森林地域 (5-3)	日高町		2	農公 農	1 1	公特	1.00		道路	2	他用途転用(集落道)により現況が森林でな くなり、森林としての利用・保全を図る必要が なくなったため。	紀中地域森林計 画の変更 (令和4年度)	連絡調整 平成27年7月13日 完了確認 令和4年3月28日
6	日高川町 森林地域 (5-3)	日高川町		1	農	1				道路	1	他用途転用(一般国道42号(御坊湯浅線) 4車線化事業)により現況が森林でなくなり、 森林としての利用・保全を図る必要がなくな ったため。	紀中地域森林計 画の変更 (令和4年度)	連絡調整 平成29年6月30日 完了確認 令和3年12月14日
7	田辺市 森林地域 (5-3)	田辺市		7	都農	7				その他	7	他用途転用(最終処分場)により現況が森林 でなくなり、森林としての利用・保全を図る必 要がなくなったため。	紀南地域森林計 画の変更 (令和4年度)	連絡調整 平成30年6月15日 完了確認 令和3年6月22日
8	田辺市 森林地域 (5-3)	田辺市		1	農	1				その他	1	他用途転用(資材置場)により現況が森林で なくなり、森林としての利用・保全を図る必要 がなくなったため。	紀南地域森林計 画の変更 (令和4年度)	林地開発許可 平成10年8月19日 完了確認 令和4年7月29日

9	那智勝浦町 森林地域 (5-4)	那智勝浦町	14	都 農	1 2		11	道路	14	他用途転用(自動車専用道路)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要が無くなるため。	紀南地域森林計画の変更 (令和4年度)	連絡調整 平成26年4月9日 完了確認 令和4年1月27日
10	那智勝浦町 森林地域 (5-4)	那智勝浦町	3	農	3			原野	3	現況が原野となり、森林としての利用・保全を図る必要が無くなるため。	紀南地域森林計画の変更 (令和4年度)	
11	串本町 森林地域 (5-5)	串本町	8	公	4		4	その他	8	他用途転用(ロケット発射施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要が無くなるため。	紀南地域森林計画の変更 (令和4年度)	林地開発許可 平成31年3月27日 完了確認 令和3年5月28日
12	串本町 森林地域 (5-5)	串本町	1	農	1			道路	1	他用途転用(工事用道路)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要が無くなるため。	紀南地域森林計画の変更 (令和4年度)	連絡調整 平成30年1月24日 完了確認 令和2年6月9日
合 計			4		39		13					

【記載上の注意事項】

- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載することとし、小数点以下を四捨五入する。なお、「変更する面積」=「他地域との重複計」+「白地地域の増減」=「変更部分の地目現況計」の関係となる。また、「細区分の指定状況」の各項目の面積は、対応する「他地域との重複」の項目の面積と同じか、それ以下となる。
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。地域が重複している場合は、例えば「都農」等と略称を組み合わせる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、固定資産税概要調査、航空写真等を基に、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質、土地利用の現況及び動向を明らかにしつつ、その必要性について記載する。また、細区分の設定の有無、関連する事業計画等も記載する。
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当当局)と当該地方支分部局(個別規制法担当当局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当当局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

変更地域別概要

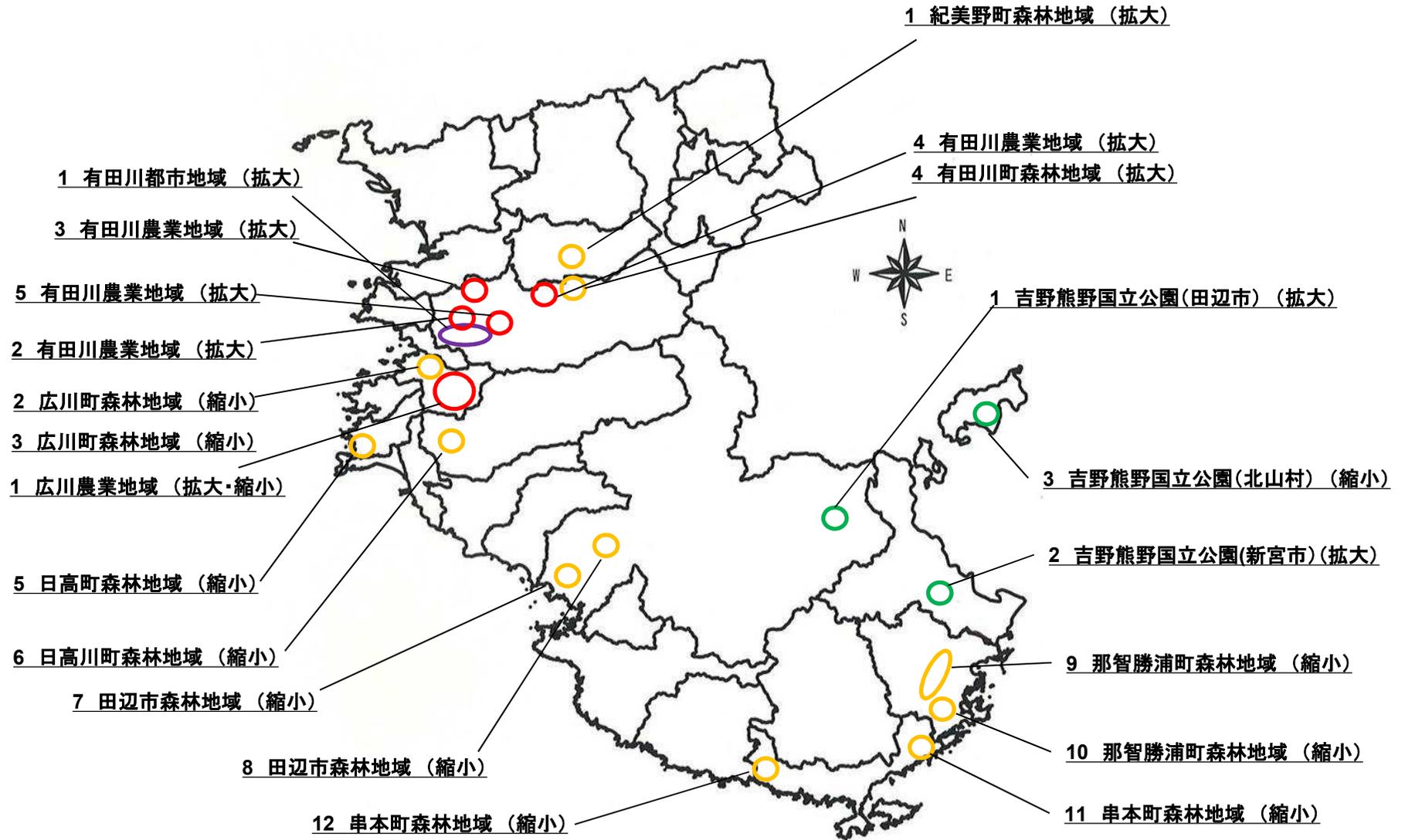
(別紙)

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)					変更部分の 地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域と の重複		細区分の 指定状況		白地地 域の増 減	地目	面積			
					名称	面積	名称	面積						
1	吉野熊野国立公園(田辺市) (5-4)	田辺市	1						△ 1	水面等	1	公園区域の明確化を図るため区域 線を変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県教育委員会 令和4年4月1日意見照会実施。 令和4年5月6日意見無しで回答あり。</li> <li>近畿地方整備局 令和4年4月1日意見照会実施。 令和4年5月9日意見無しで回答あり。</li> <li>近畿農政局 令和4年4月1日意見照会実施。 令和4年4月22日意見無しで回答あり。</li> <li>近畿運輸局 令和4年4月1日意見照会実施。 令和4年4月25日意見無しで回答あり。</li> </ul>
2	吉野熊野国立公園(新宮市) (5-4)	新宮市	497		森	497	国林	341		森林	497	準絶滅危惧種に指定されている生物等の生息域として重要であることから、既存の公園区域と一体的に風致の維持を図るため、公園区域に編入する。	吉野熊野国立公園(熊野灘・熊野川・那智地域) 公園区域及び公園計画変更[第4次点検]にかかる変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山財務事務所 ※変更箇所(財務省所管地)が存在しないため、和歌山財務事務所へは協議不要。</li> <li>第5管区海上保安本部 ※変更箇所(海域)が存在しないため、第5管区海上保安本部へは協議不要。</li> <li>近畿中部防衛局 令和4年4月1日意見照会実施。 令和4年4月25日意見無しで回答あり。</li> <li>近畿経済産業局 令和4年4月1日意見照会実施。 令和4年4月21日意見無しで回答あり。</li> <li>近畿中国森林管理局 令和4年4月1日意見照会実施。 令和4年5月9日意見無しで回答あり。</li> </ul>
3	吉野熊野国立公園(北山村) (5-4)	北山村		4	森	1	民林	1	3	森林	1	公園区域の明確化を図るため区域 線を変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年11月21日 吉野熊野国立公園(熊野灘・熊野川・那智地域)の公園区域及び公園計画の変更について中央環境審議会答申(予定)</li> <li>令和5年2月1日 吉野熊野国立公園(熊野灘・熊野川・那智地域)の公園区域及び公園計画の変更について官報告示(予定)</li> </ul>
合 計			498	4					2					

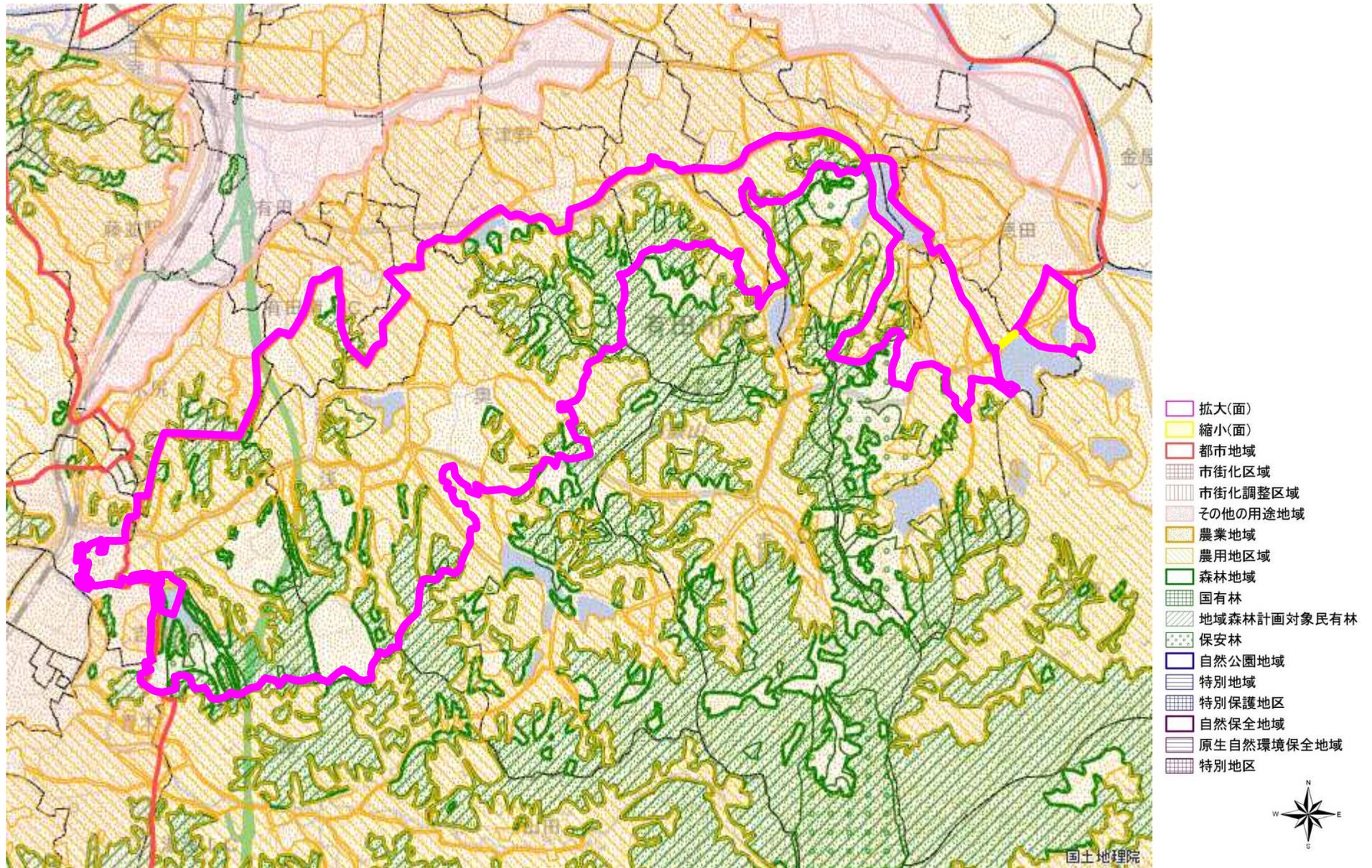
【記載上の注意事項】

- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号(別シート「計画図割」参照。)を括弧書きで併せて記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載することとし、小数点以下を四捨五入する。なお、「変更する面積」＝「他地域との重複計」＋「白地地域の増減」＝「変更部分の地目現況計」の関係となる。また、「細区分の指定状況」の各項目の面積は、対応する「他地域との重複」の項目の面積と同じか、それ以下となる。
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。地域が重複している場合は、例えば「都農」等と略称を組み合わせる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、固定資産税概要調書、航空写真等を基に、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質、土地利用の現況及び動向を明らかにし、その必要性について記載する。また、細区分の改正の有無、関連する事業計画等も記載する。
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未

# 変更位置図

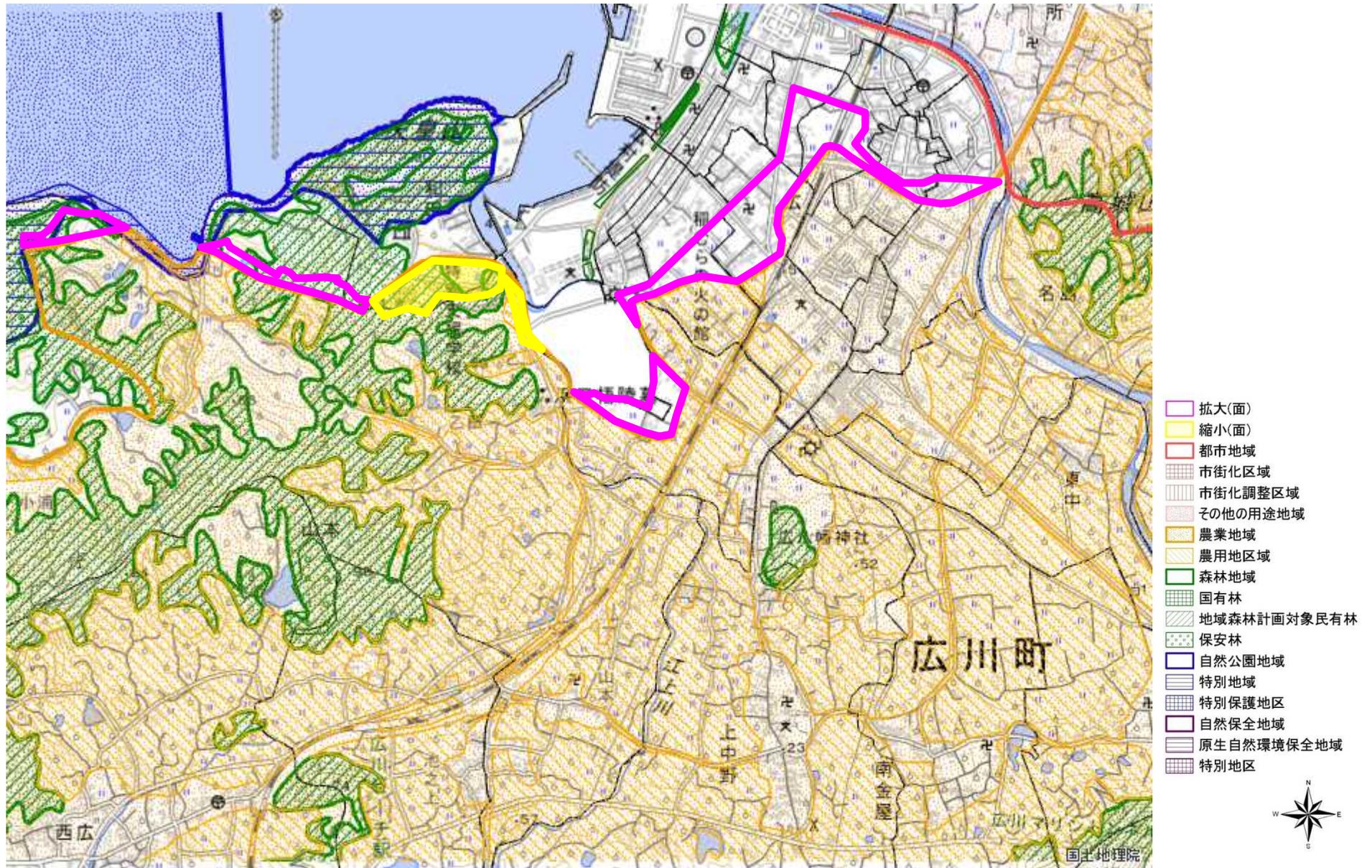


# 整理番号－1 有田川町都市地域（5-1）



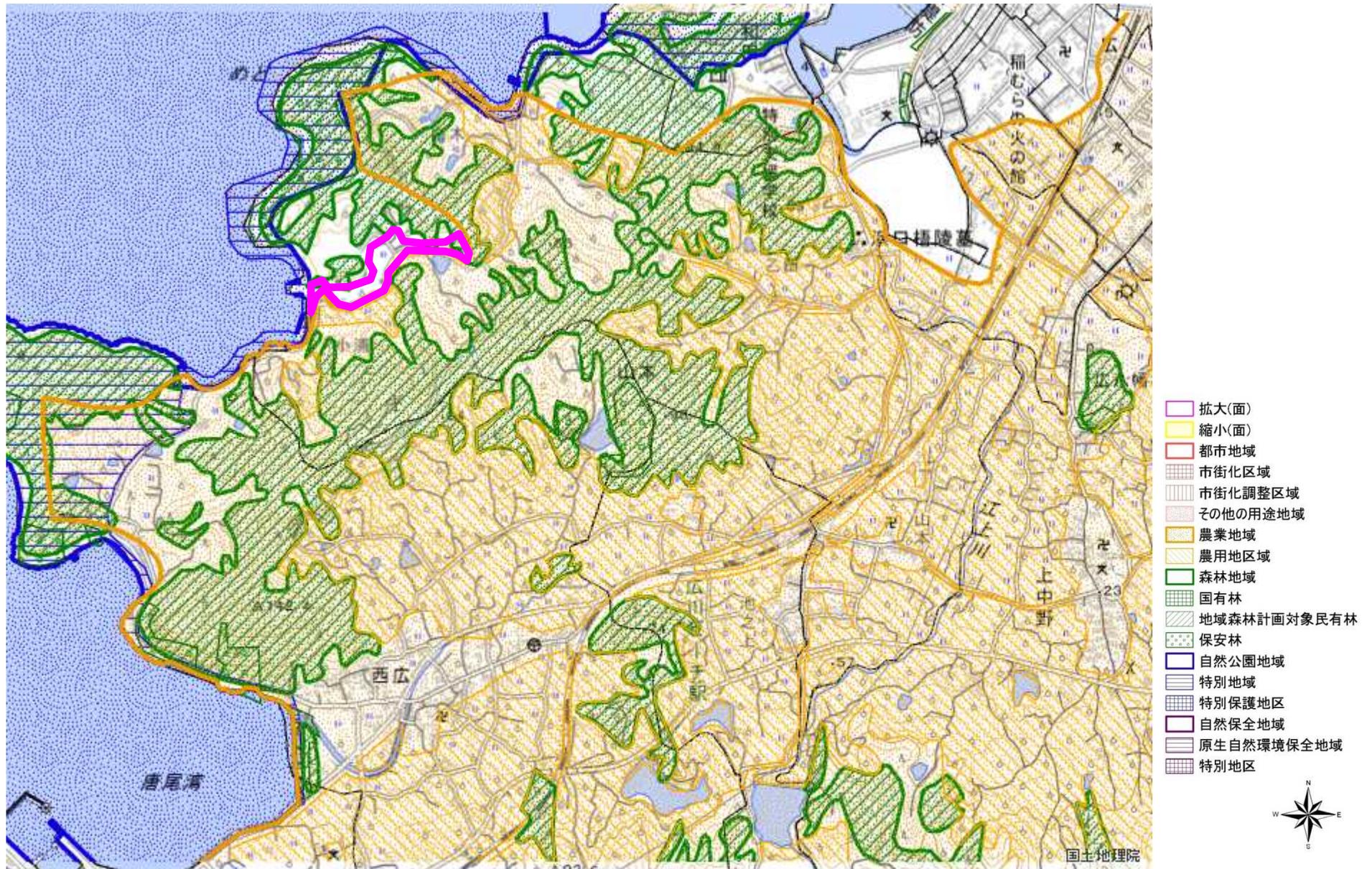
図の中心位置： 34.050, 135.220（北緯,東経） 縮尺 1:30000

# 整理番号 1 広川農業地域 (5-1)



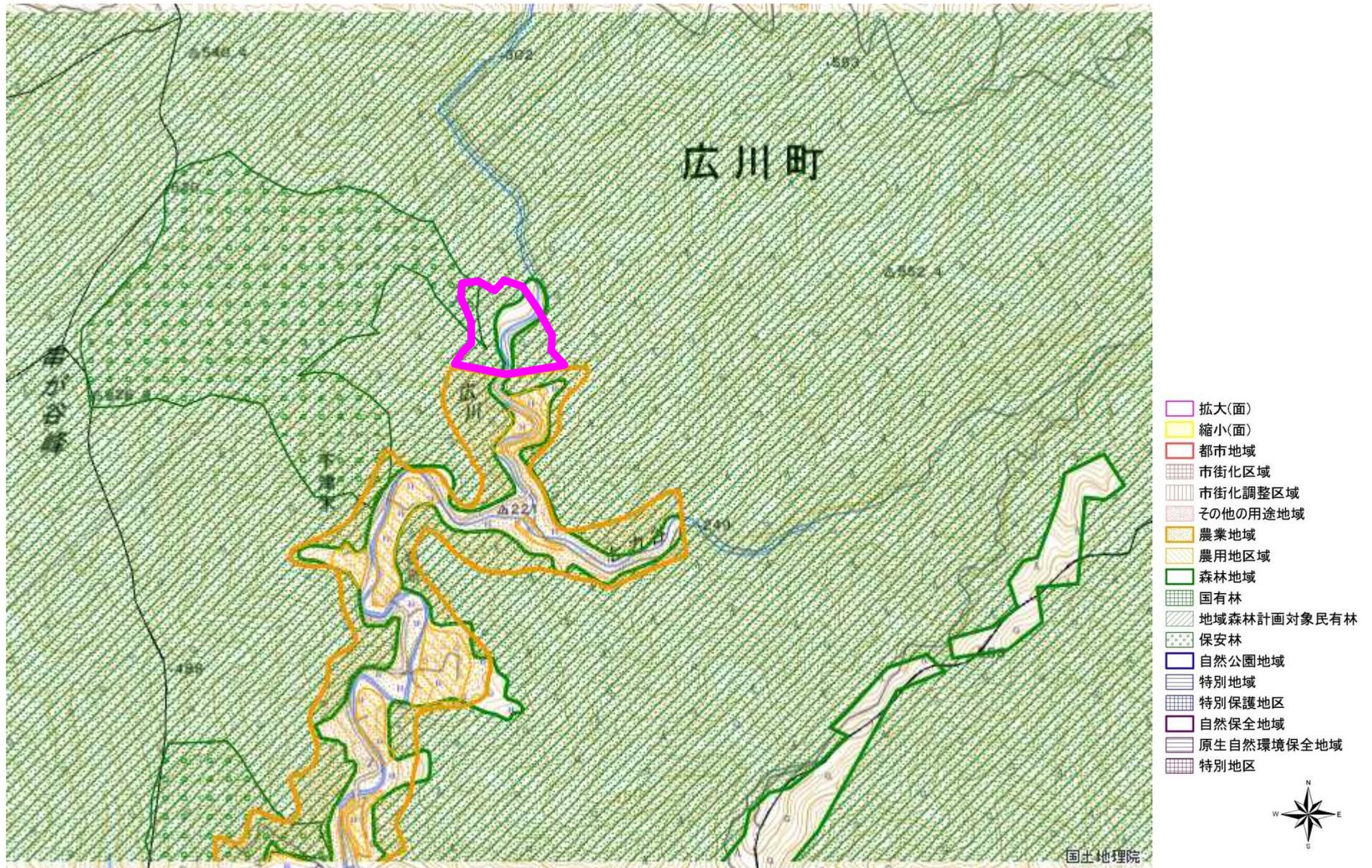
図の中心位置 : 34.020, 135.170 (北緯,東経) 縮尺 1:15000

# 整理番号 1 広川農業地域 (5-1)



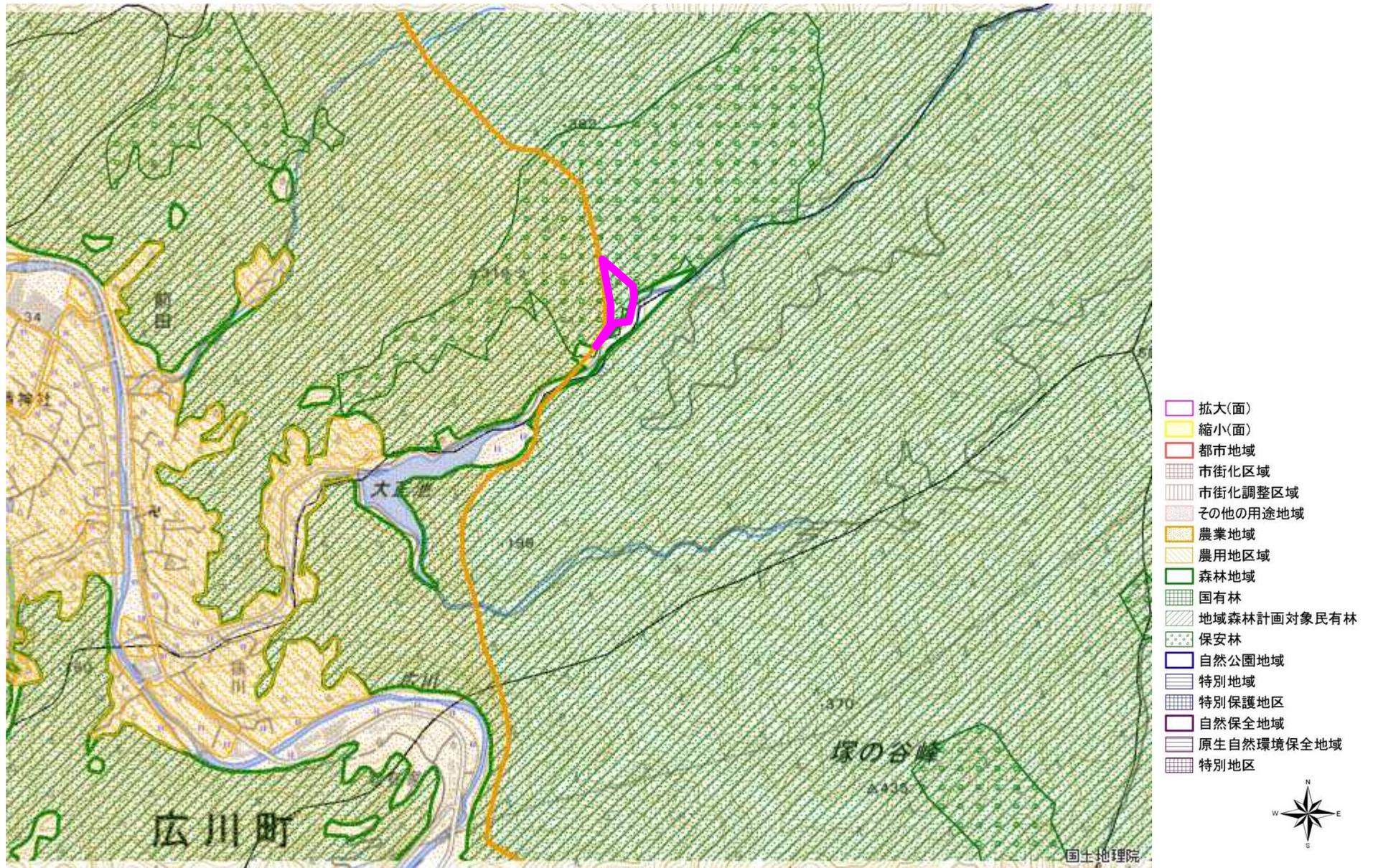
図の中心位置 : 34.020, 135.160 (北緯,東経) 縮尺 1:15000

# 整理番号 1 広川農業地域 (5-1)



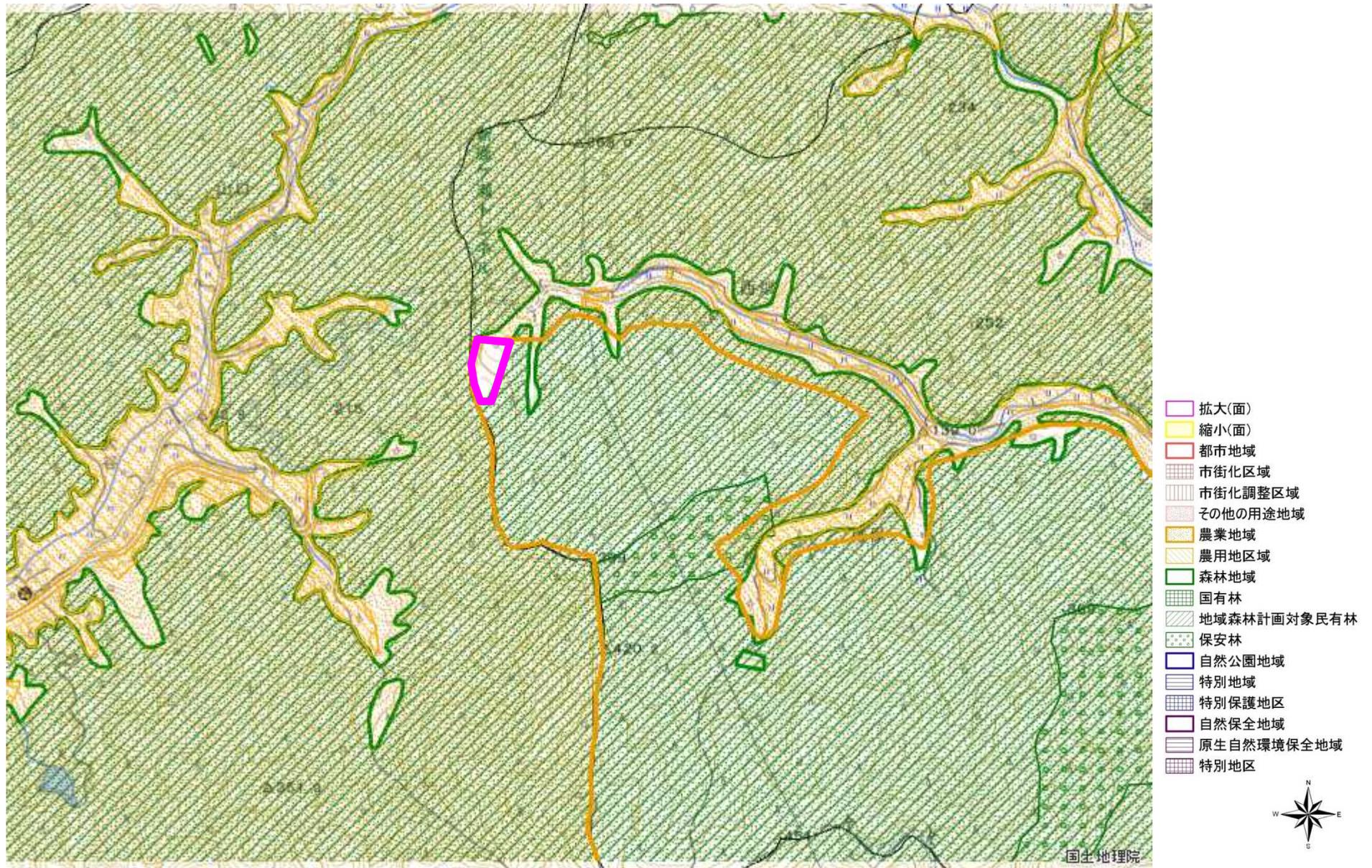
図の中心位置 : 34.000, 135.250 (北緯,東経) 縮尺 1:15000

# 整理番号 1 広川農業地域（5-1）



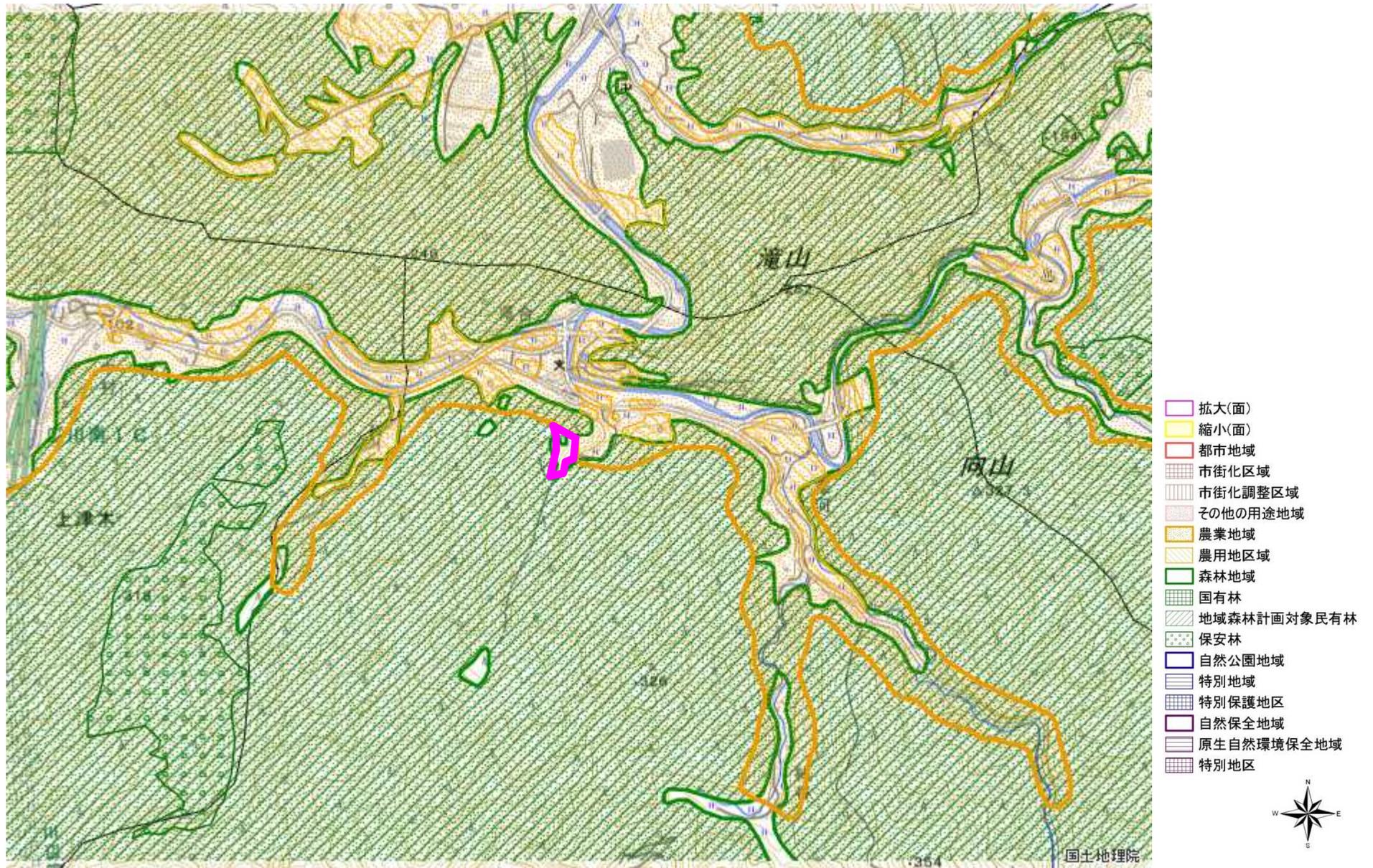
図の中心位置： 33.990, 135.220（北緯,東経） 縮尺 1:15000

# 整理番号 1 広川農業地域 (5-1)



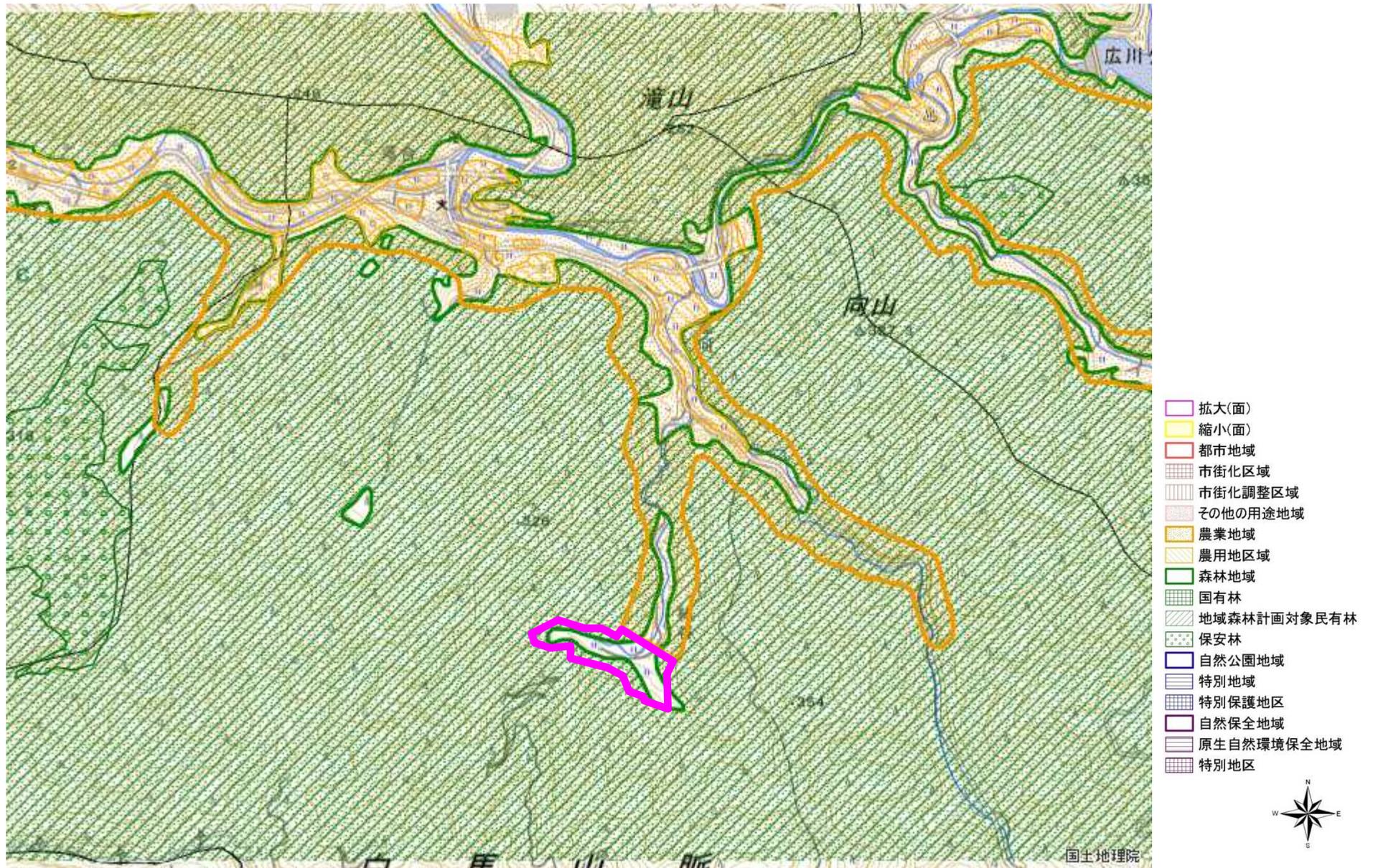
図の中心位置 : 33.970, 135.180 (北緯,東経) 縮尺 1:15000

# 整理番号 1 広川農業地域 (5-1)



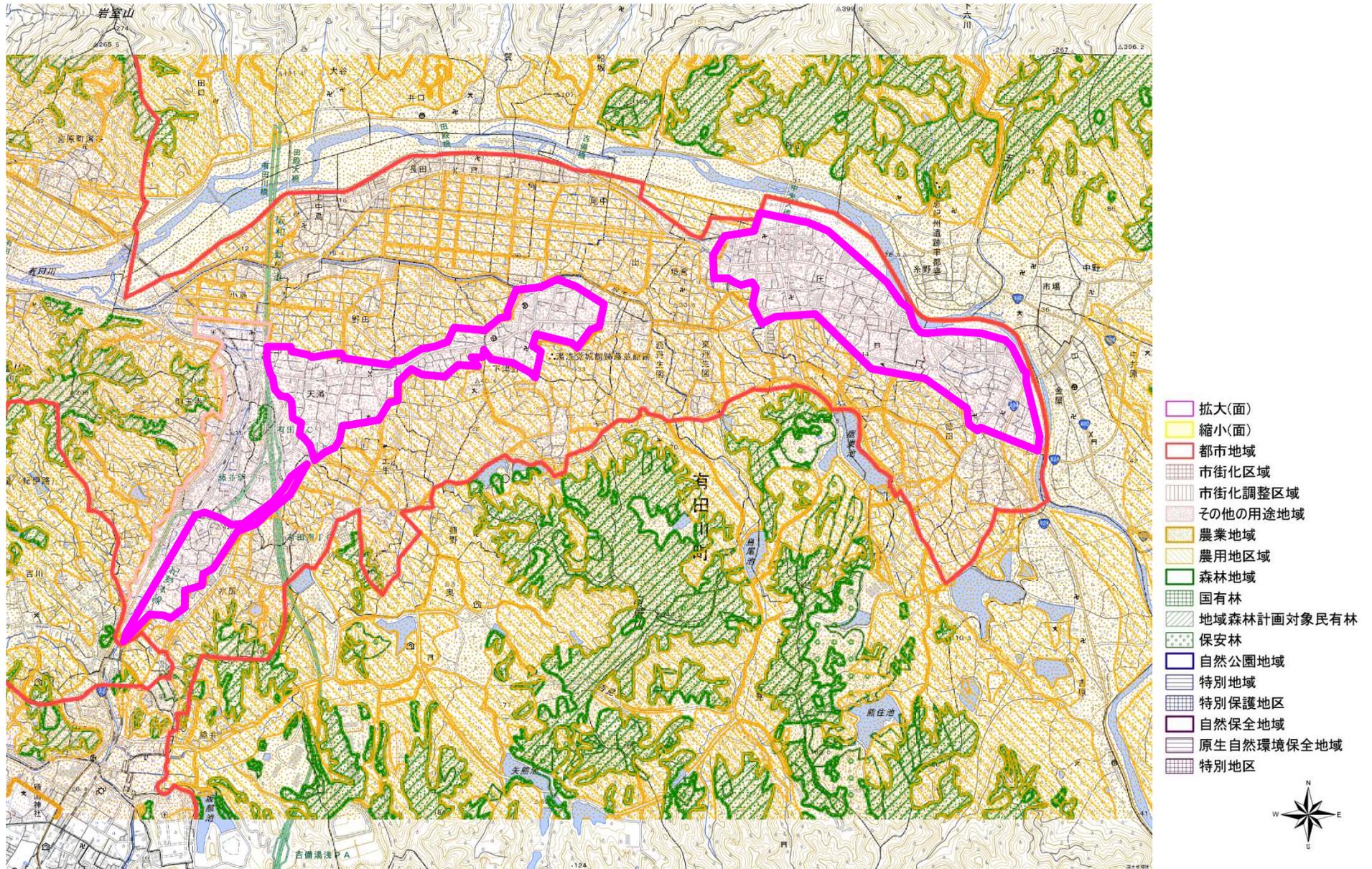
図の中心位置 : 33.970, 135.210 (北緯,東経) 縮尺 1:15000

# 整理番号 1 広川農業地域 (5-1)



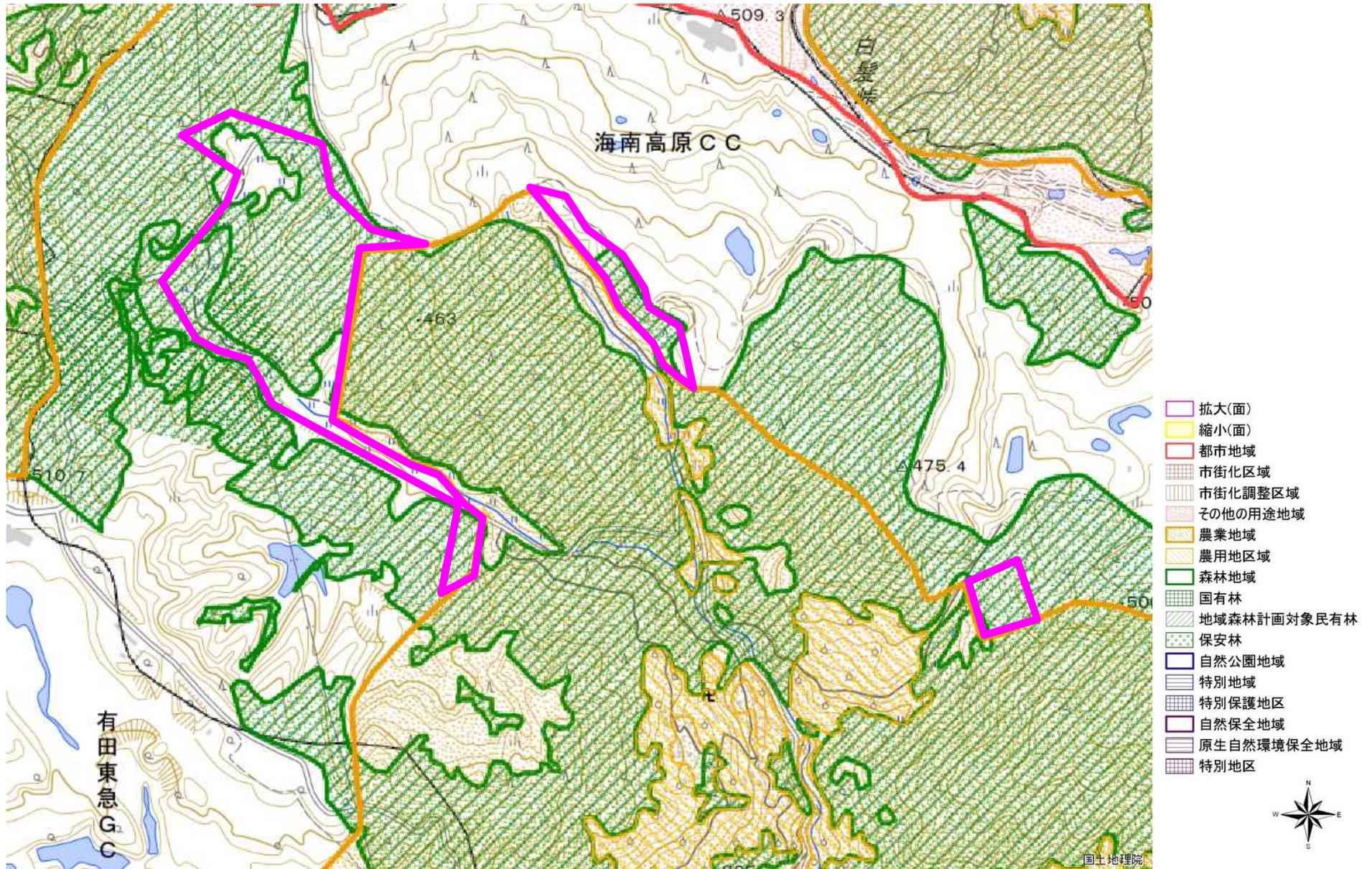
図の中心位置 : 33.960, 135.220 (北緯,東経) 縮尺 1:15000

# 整理番号2 有田川農業地域（5-1）



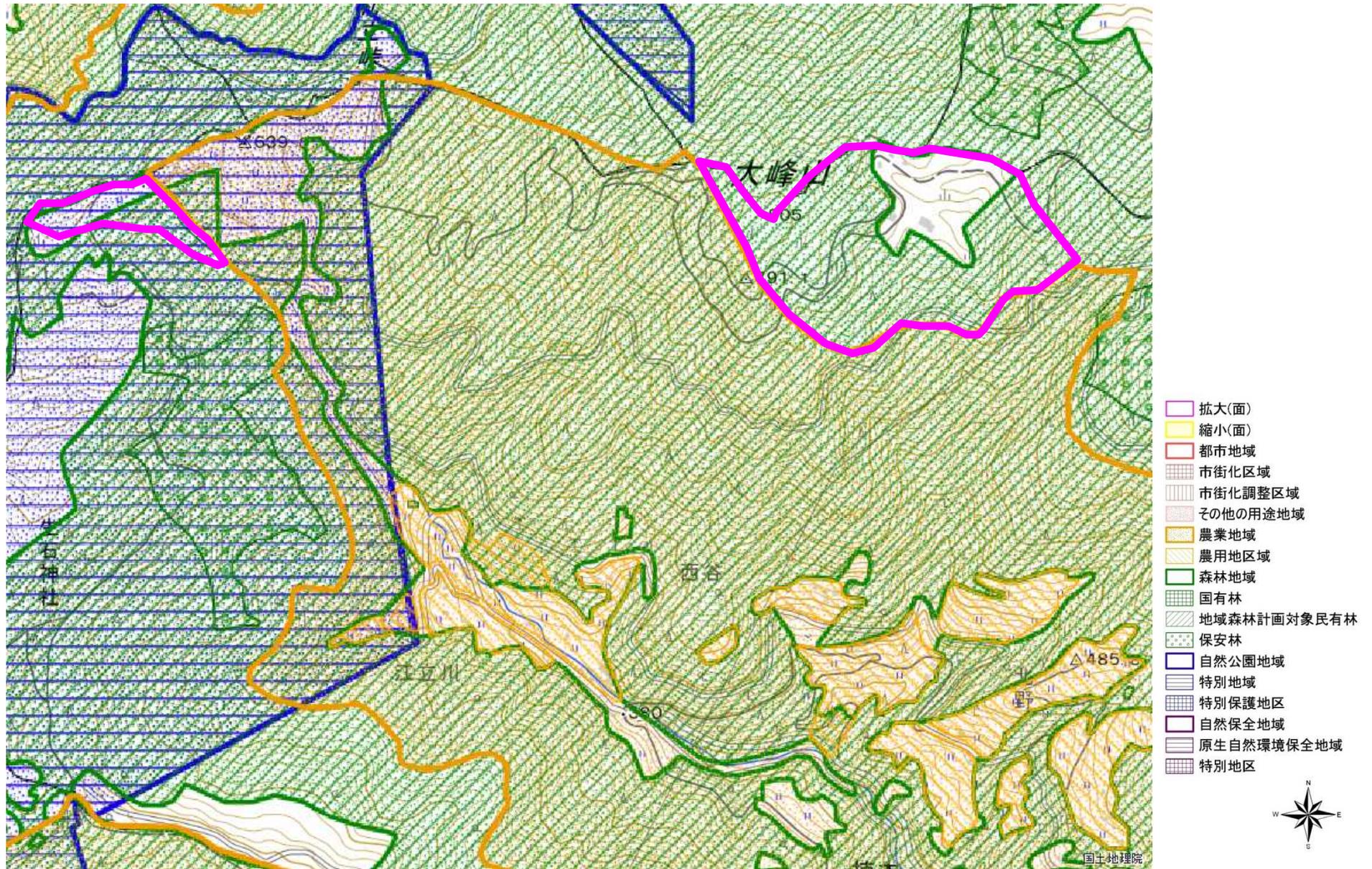
図の中心位置： 34.060, 135.220（北緯,東経） 縮尺 1:33338

# 整理番号3 有田川農業地域（5-1）



図の中心位置： 34.110, 135.250（北緯,東経） 縮尺 1:12500

# 整理番号 4 有田川町農業地域（5-1）



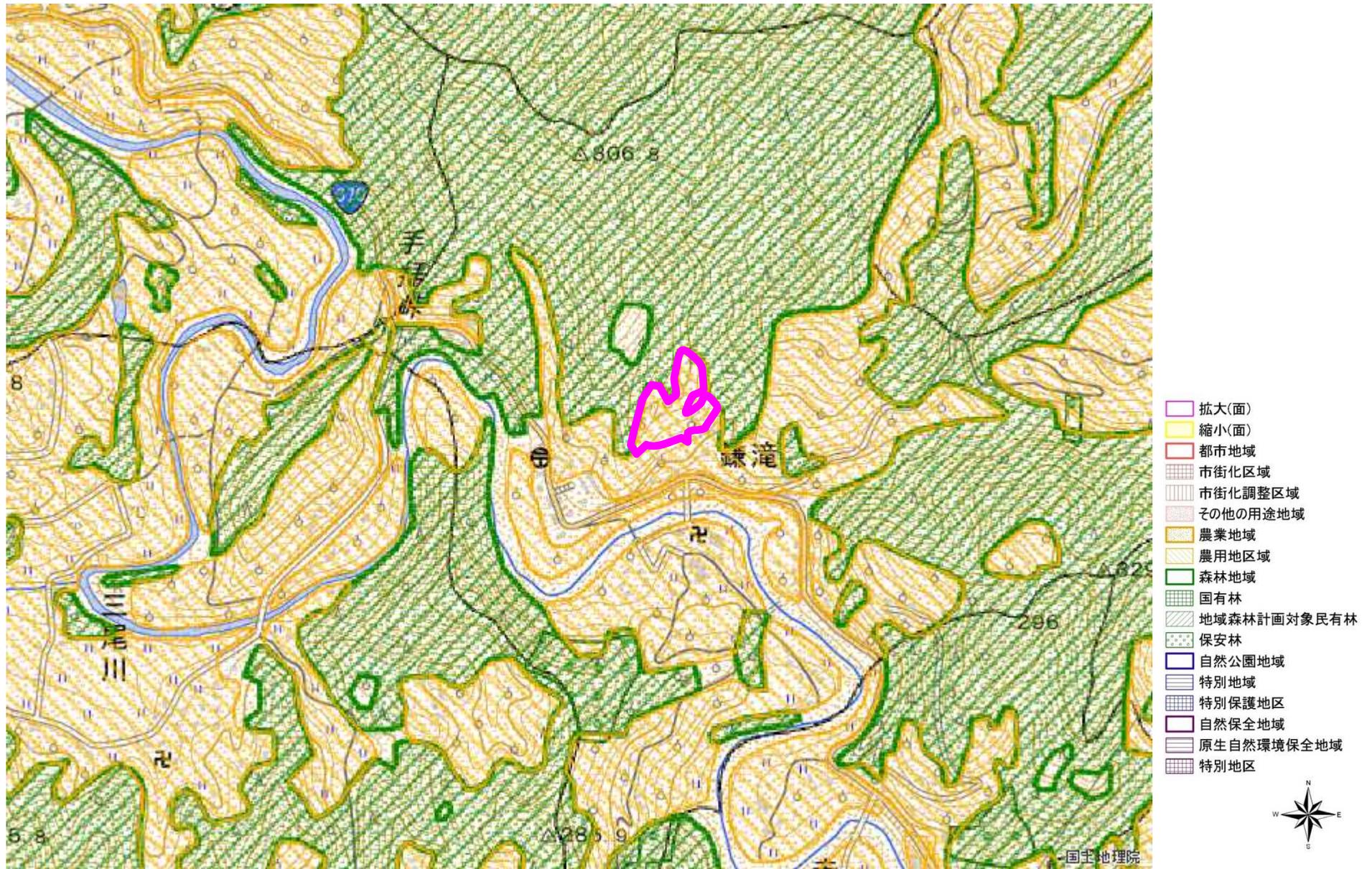
図の中心位置 : 34.110, 135.350 (北緯, 東経) 縮尺 1:12500

# 整理番号5 有田川町農業地域（5-1）



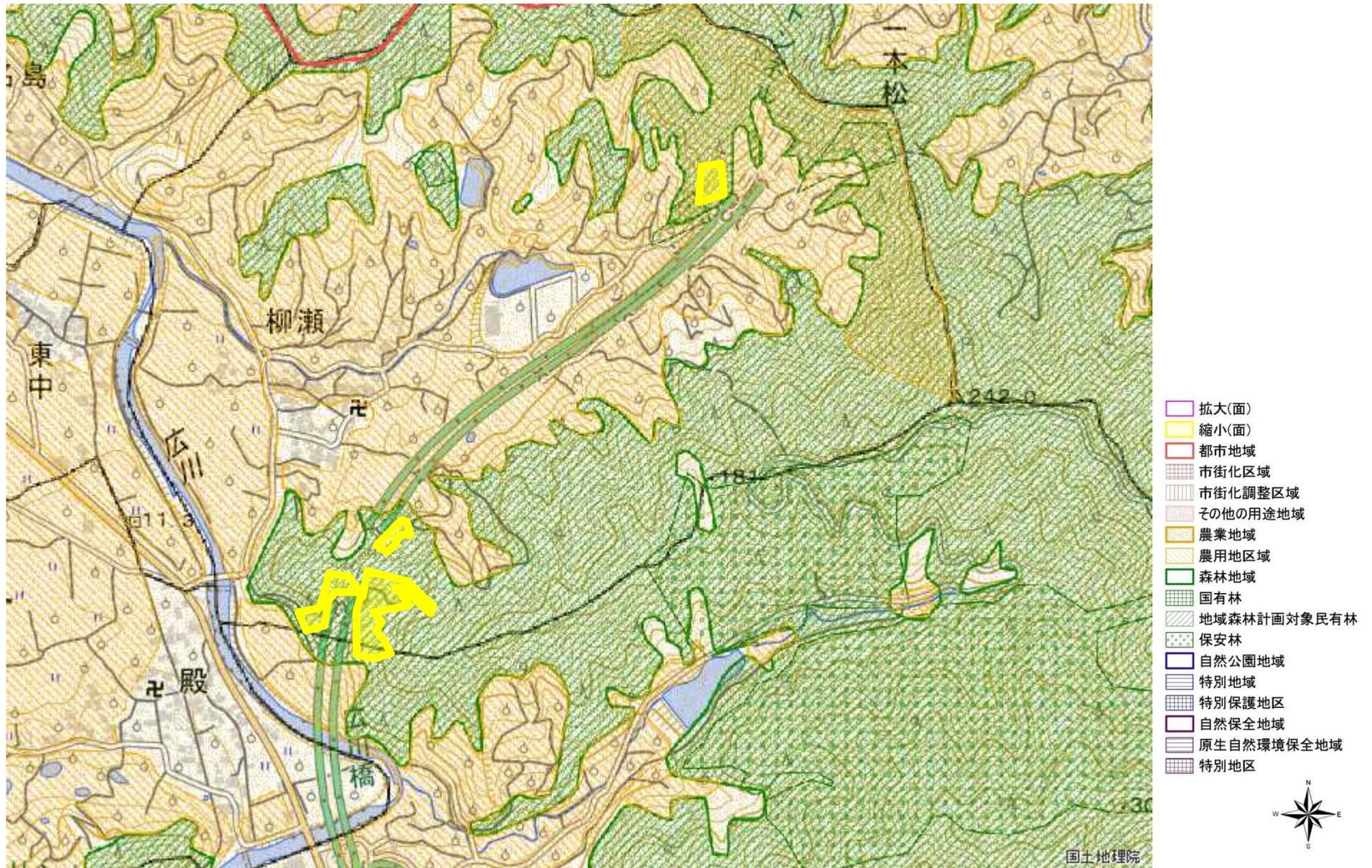
図の中心位置： 34.060, 135.280（北緯,東経） 縮尺 1:12500

# 整理番号-1 紀美野町森林地域 (5-2)



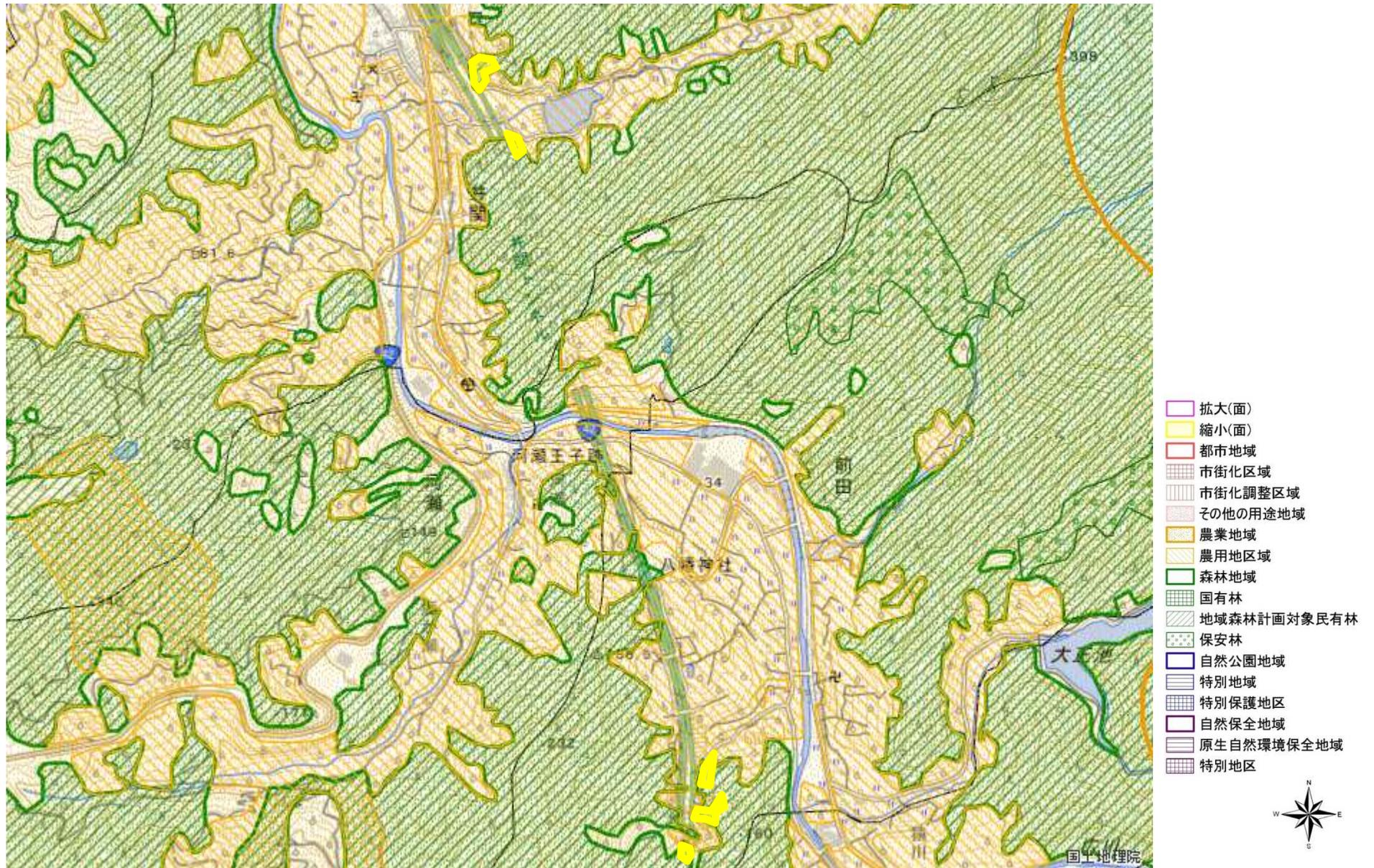
図の中心位置 : 34.140, 135.380 (北緯,東経) 縮尺 1:10000

# 整理番号-2 広川町森林地域 (5-1)



図の中心位置 : 34.020, 135.200 (北緯,東経) 縮尺 1:10000

# 整理番号-3 広川町森林地域 (5-1)



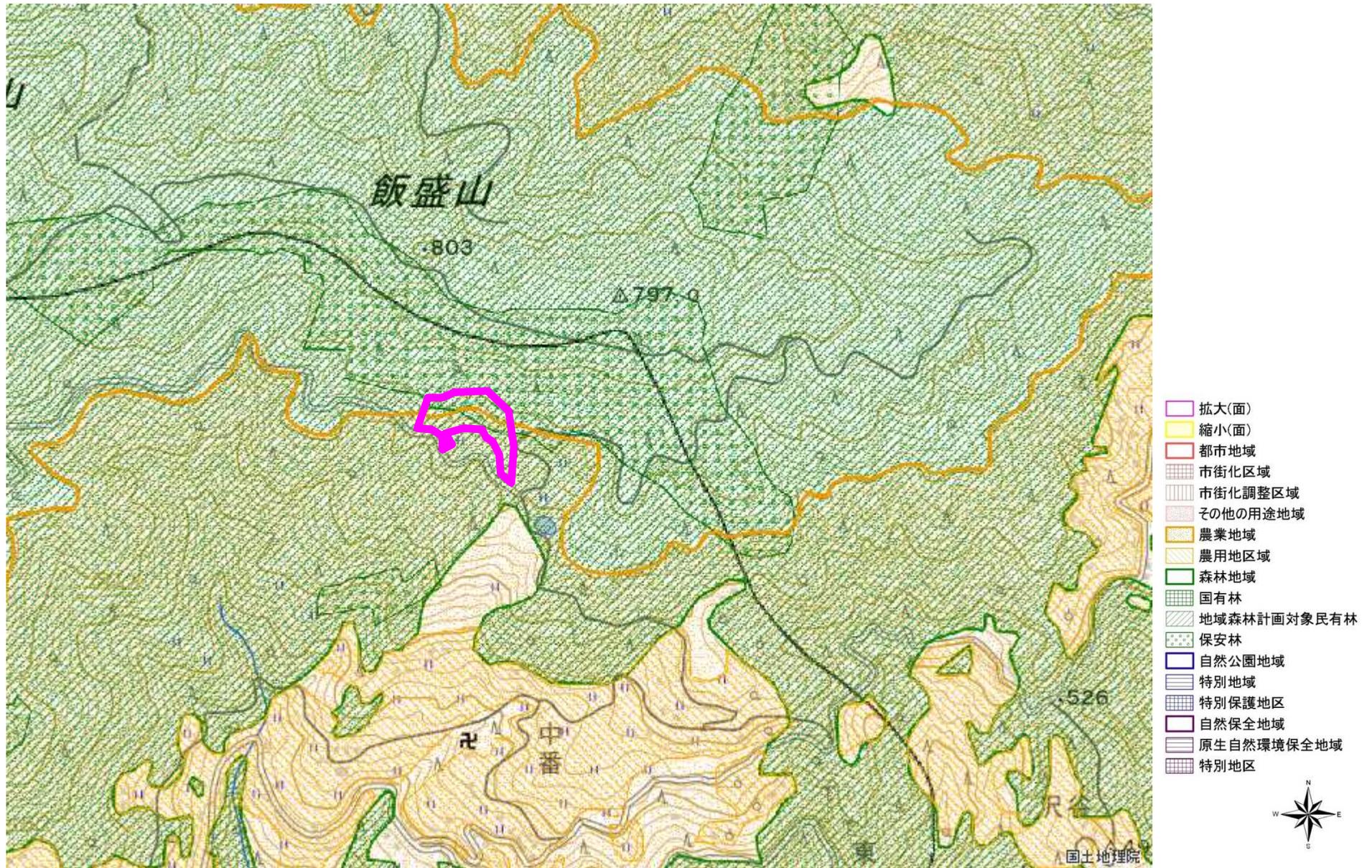
図の中心位置： 34.000, 135.200 (北緯,東経) 縮尺 1:15000

# 整理番号-3 広川町森林地域 (5-1)



図の中心位置 : 33.980, 135.200 (北緯,東経) 縮尺 1:15000

# 整理番号-4 有田川町森林地域 (5-2)



図の中心位置 : 34.110, 135.390 (北緯,東経) 縮尺 1:10000

# 整理番号-5 日高町森林地域 (5-3)



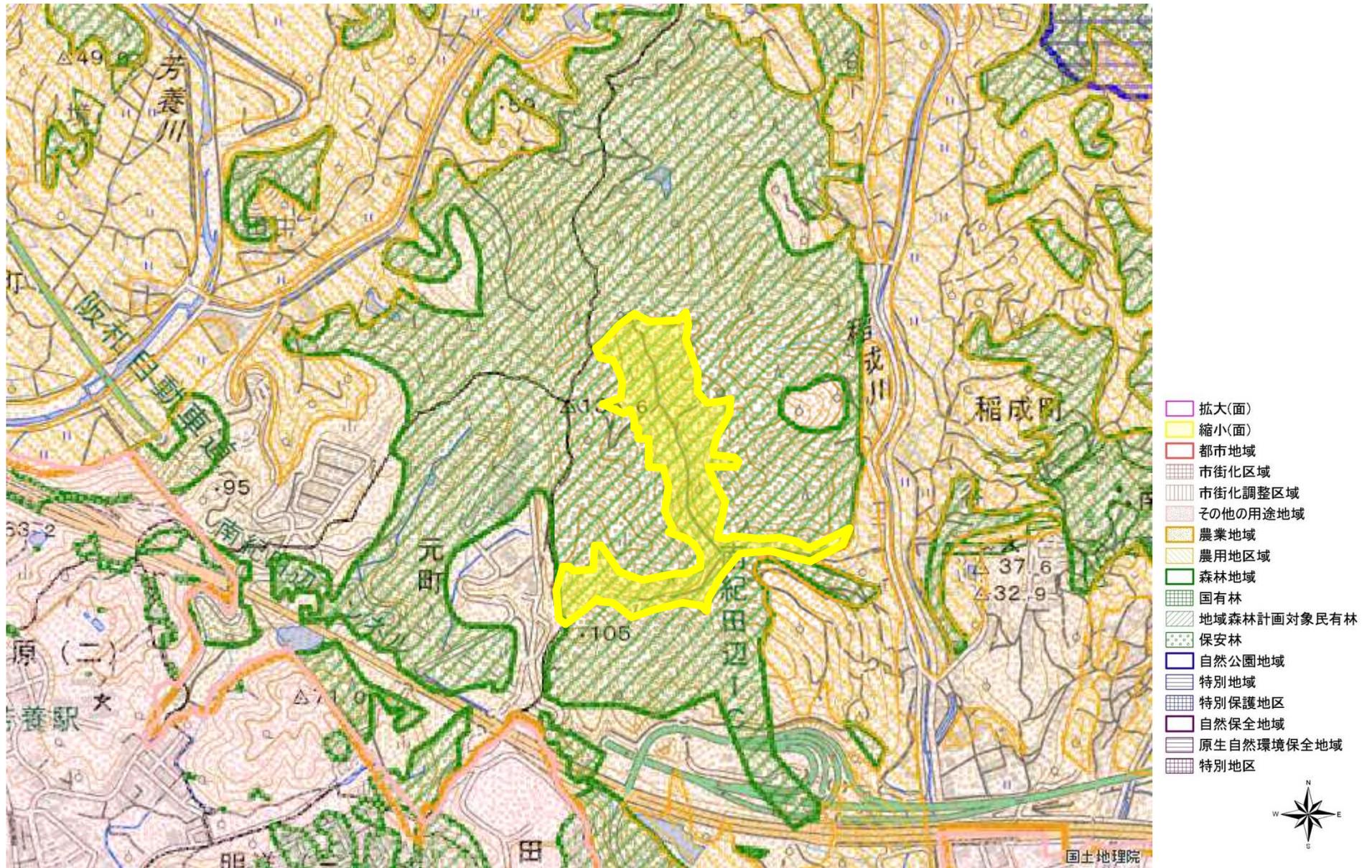
図の中心位置 : 33.920, 135.080 (北緯,東経) 縮尺 1:10000

# 整理番号-6 日高川町森林地域 (5-3)



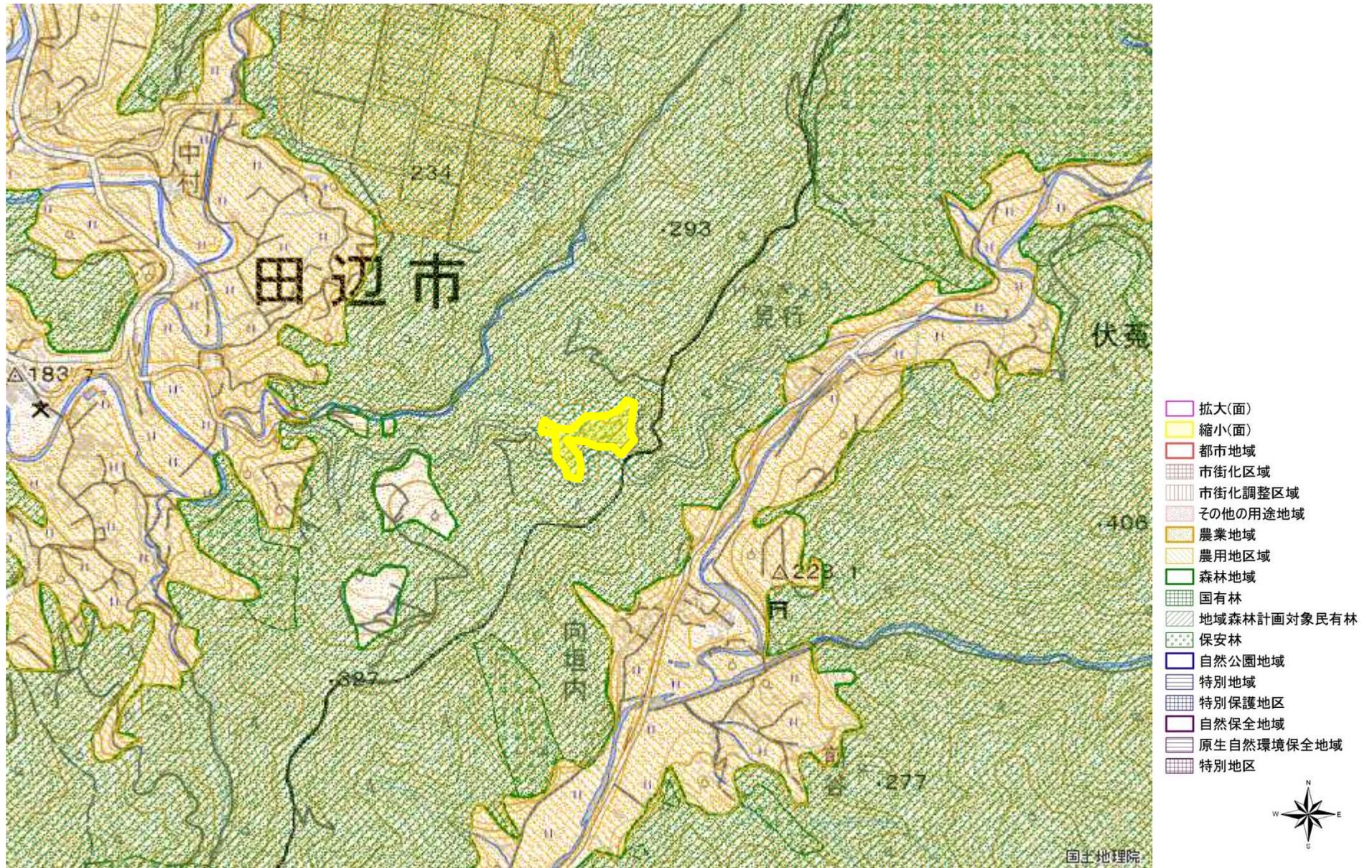
図の中心位置 : 33.930, 135.200 (北緯,東経) 縮尺 1:20000

# 整理番号-7 田辺市森林地域 (5-3)



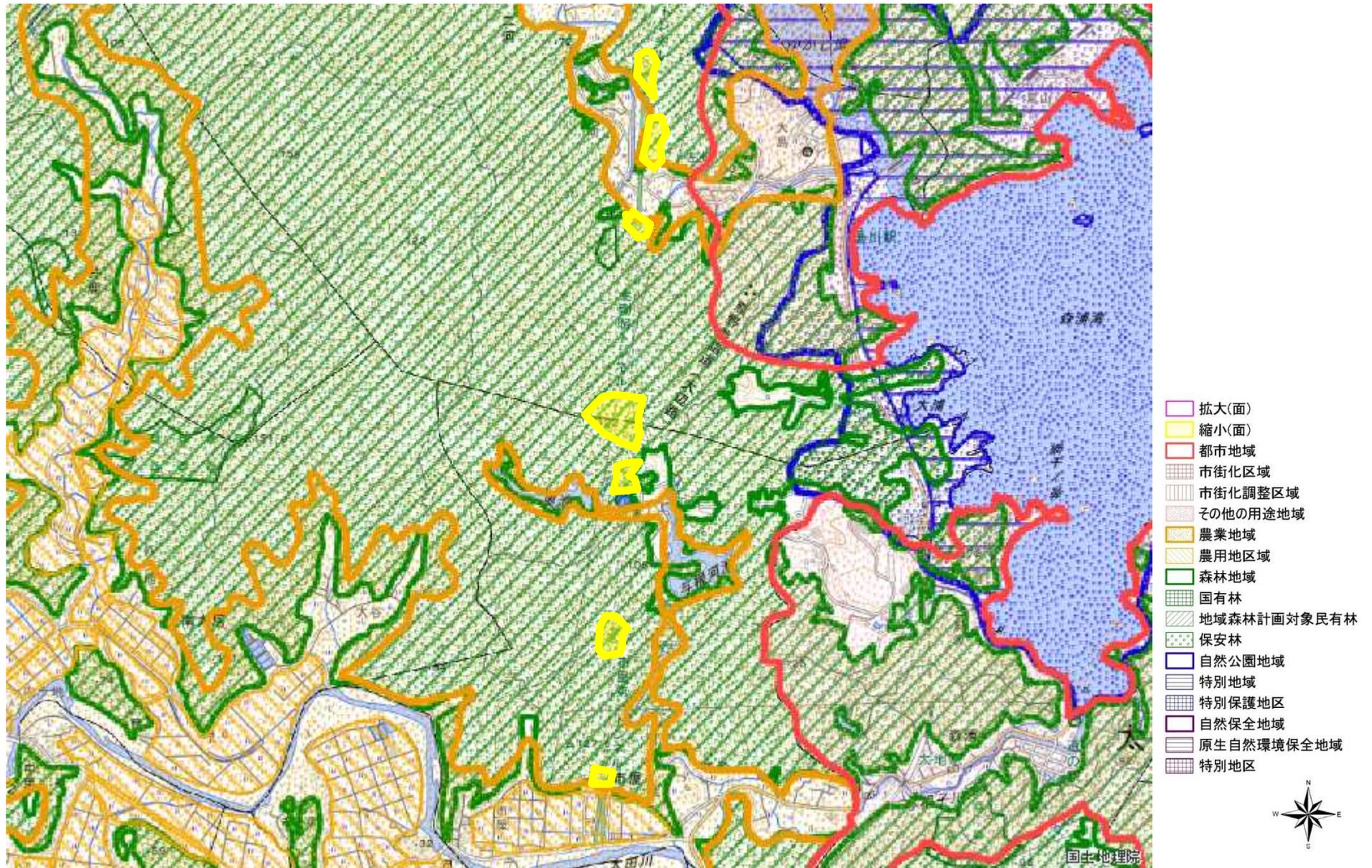
図の中心位置 : 33.750, 135.370 (北緯,東経) 縮尺 1:10000

# 整理番号-8 田辺市森林地域 (5-3)



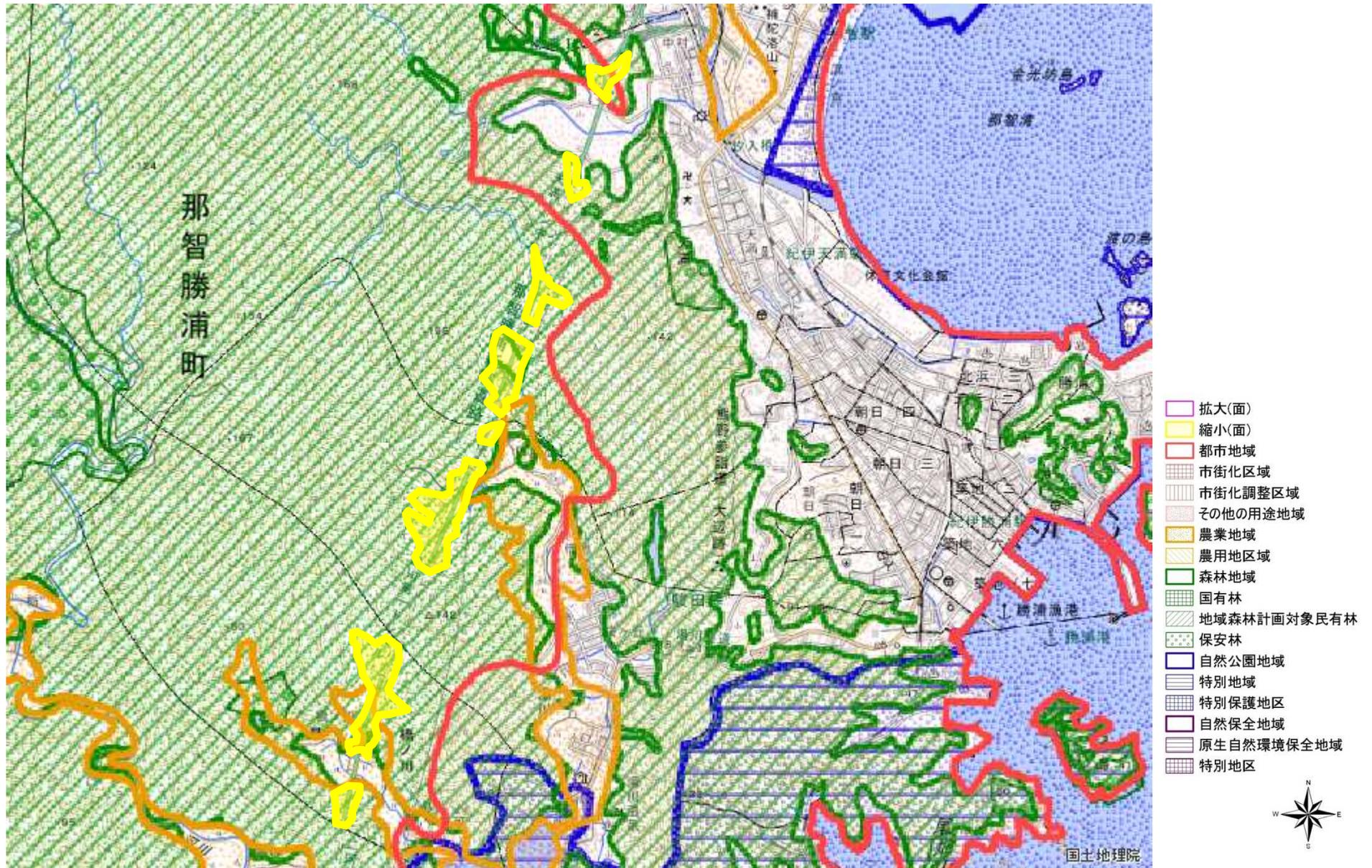
図の中心位置 : 33.790, 135.440 (北緯,東経) 縮尺 1:10000

# 整理番号-9 那智勝浦町森林地域 (5-4)



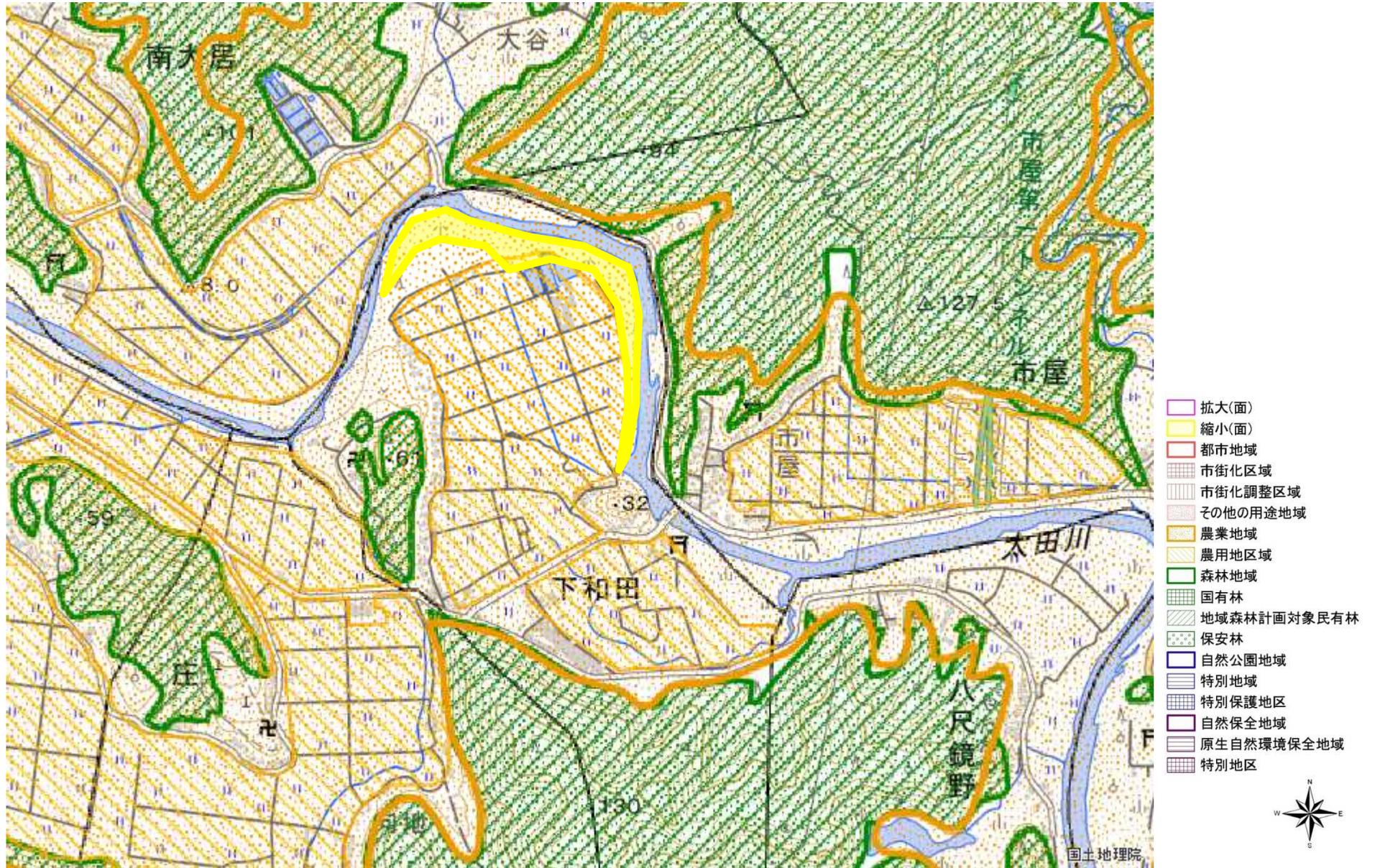
図の中心位置 : 33.600, 135.910 (北緯,東経) 縮尺 1:20000

# 整理番号-9 那智勝浦町森林地域 (5-4)



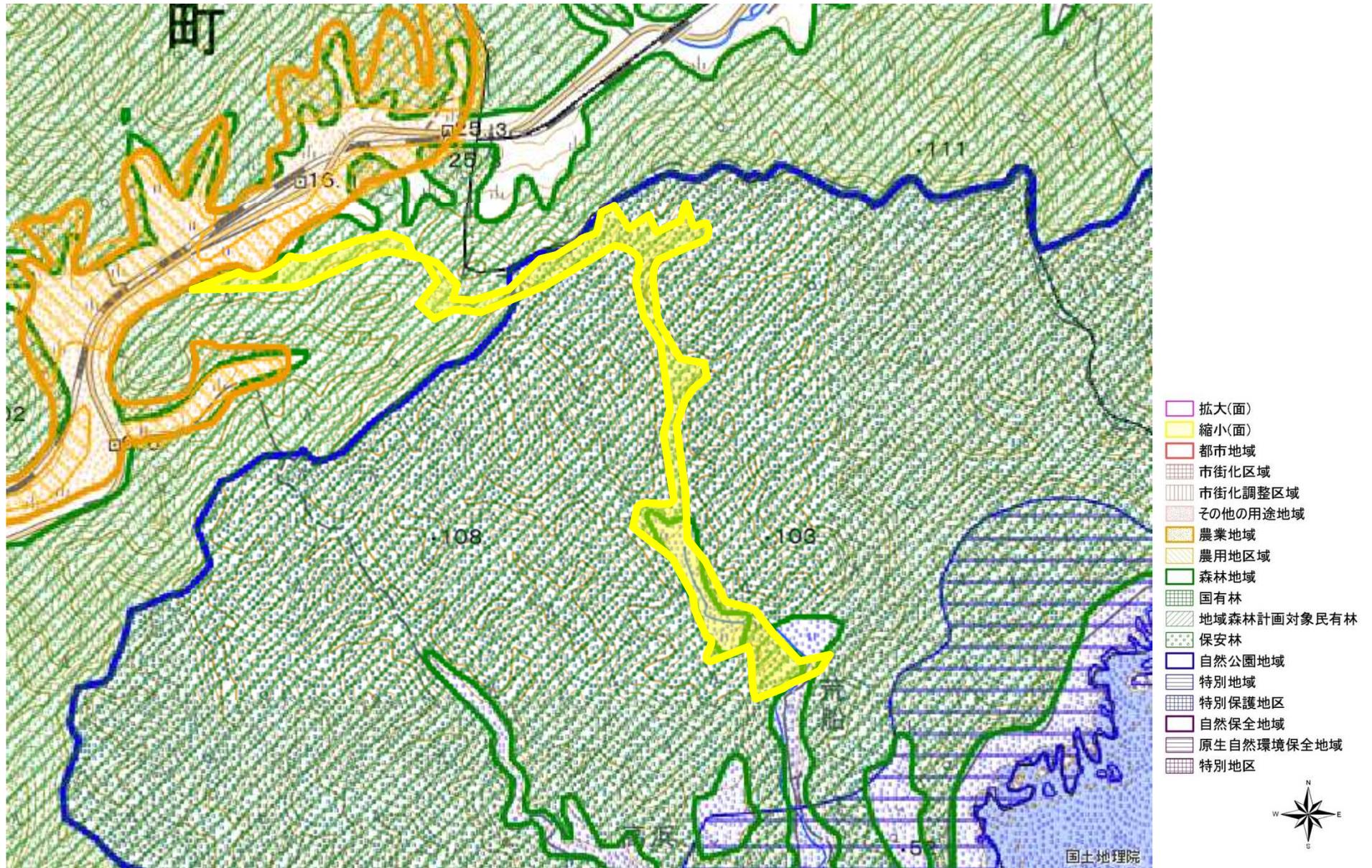
図の中心位置 : 33.630, 135.930 (北緯,東経) 縮尺 1:20000

# 整理番号-10 那智勝浦町森林地域 (5-4)



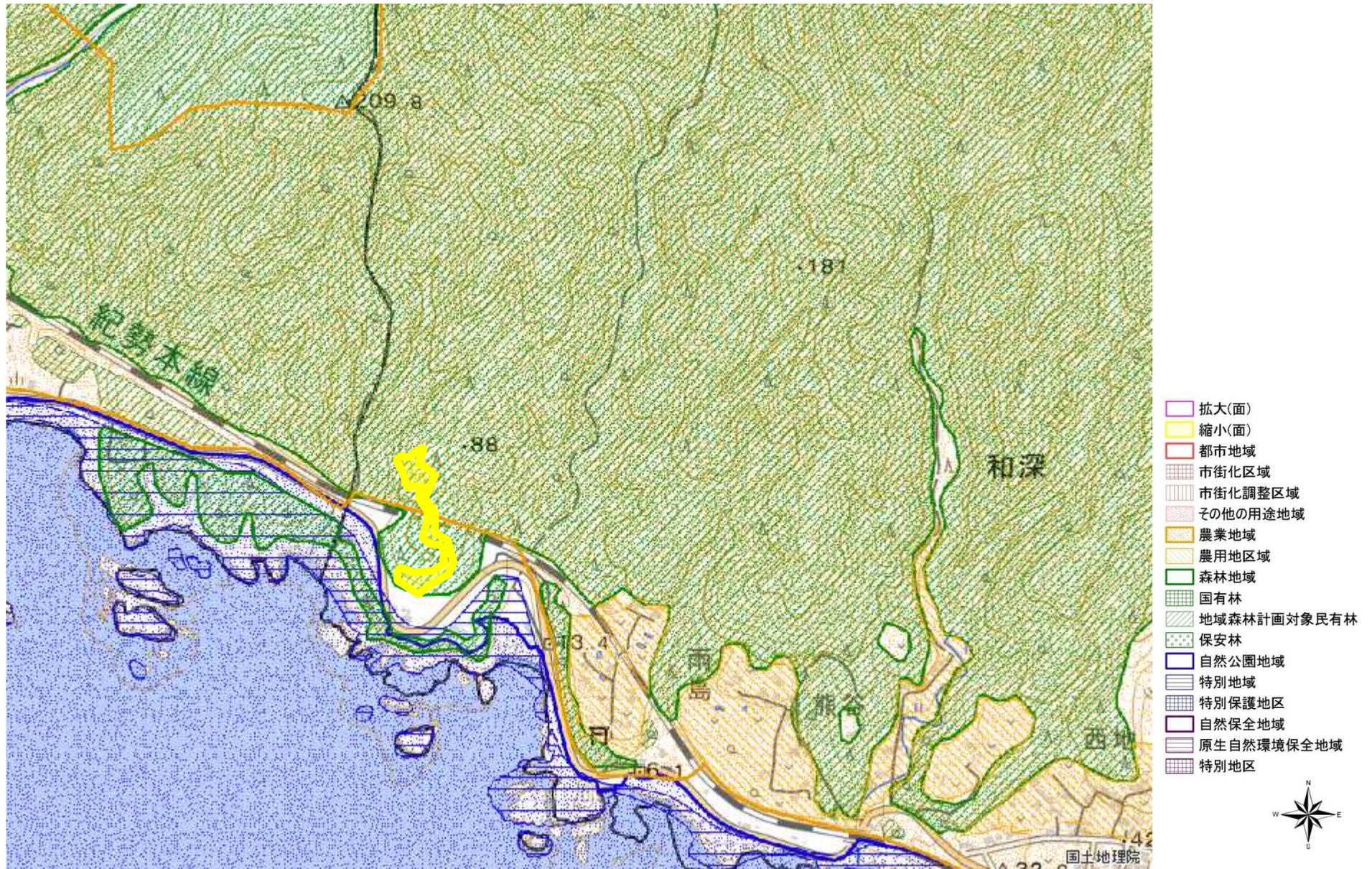
図の中心位置 : 33.590, 135.910 (北緯,東経) 縮尺 1:10000

# 整理番号-11 串本町森林地域 (5-5)



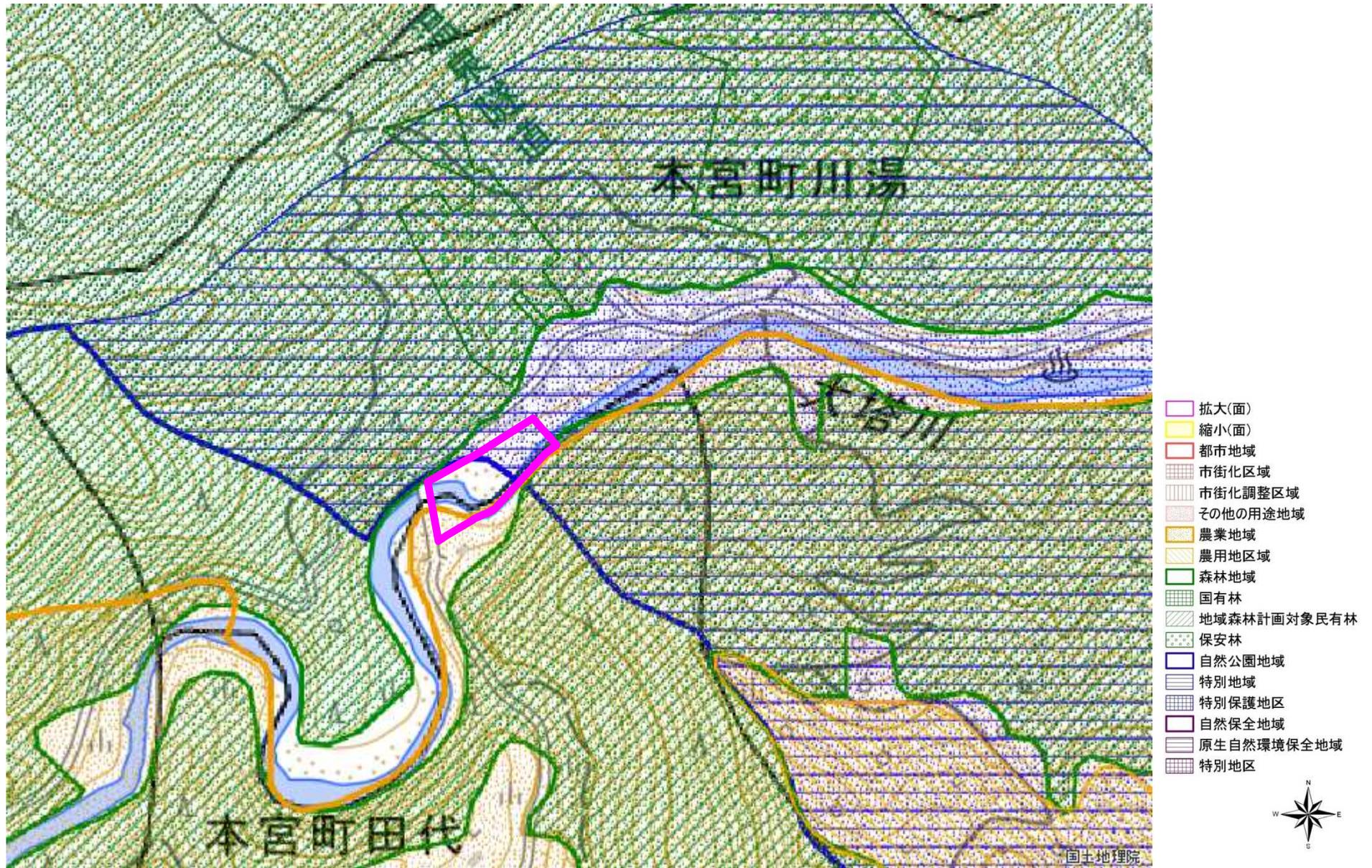
図の中心位置 : 33.550, 135.890 (北緯,東経) 縮尺 1:10000

# 整理番号-12 串本町森林地域 (5-5)



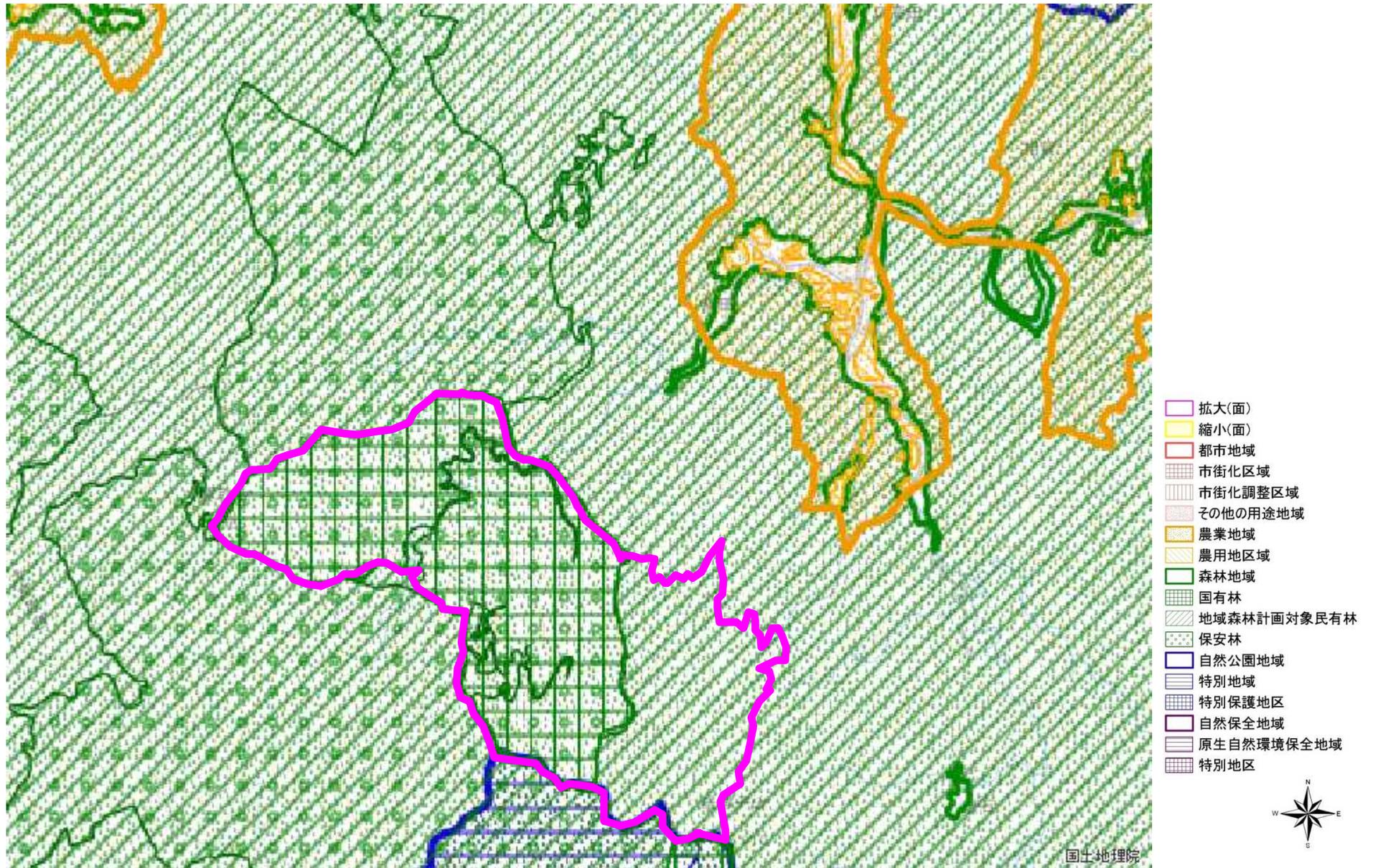
図の中心位置 : 33.510, 135.640 (北緯,東経) 縮尺 1:10000

整理番号－1 吉野熊野国立公園（田辺市）（5-4）



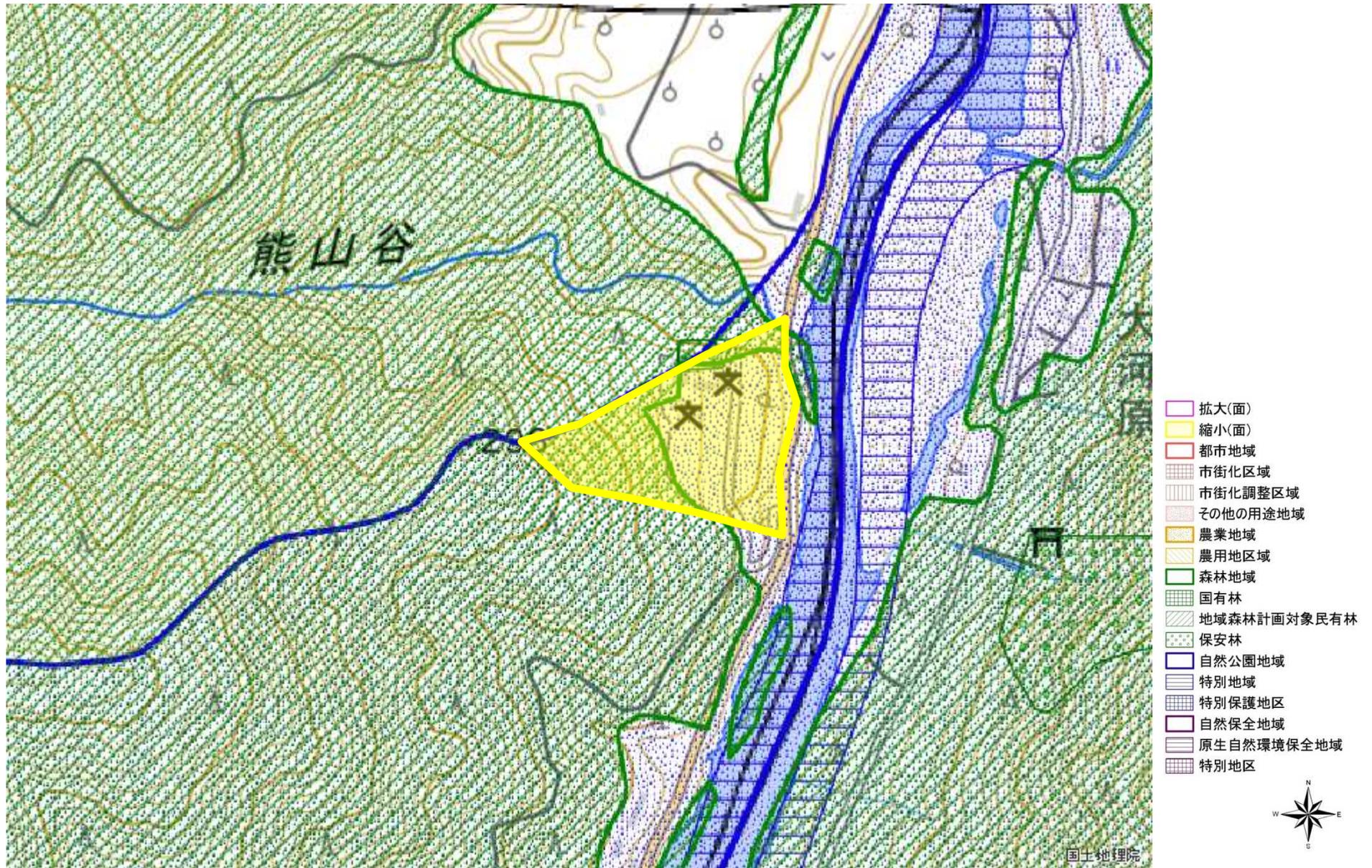
図の中心位置： 33.810, 135.770（北緯,東経） 縮尺 1:6000

# 整理番号－2 吉野熊野国立公園（新宮市）（5-4）



図の中心位置： 33.720, 135.890（北緯,東経） 縮尺 1:36000

整理番号－3 吉野熊野国立公園（北山村）（5-4）



図の中心位置： 33.940, 135.970（北緯,東経） 縮尺 1:6000